

2023

INTEGRATED REPORT

統合報告書



NEXT

私たちが未来へ届けたい思い

SOCIETY



「アニュアルレポート」から 「統合報告書」へ

日本公認会計士協会(JICPA)は、公認会計士の自主規制団体として社会の「信頼」を創ることで、日本の経済社会に貢献してきました。そして、現在では、資本市場からだけでなく、様々な分野においても課題解決に向けた公認会計士への期待が高まっています。そこで、2030年をマイルストーンとして、「信頼」の力をベースに社会の発展に貢献し続け、「安心して活力に満ちた豊かな未来を創る」ことをビジョンとして掲げています。

JICPAでは、これまで年に一度発行していた「アニュアルレポート」を「統合報告書」にリニューアルしました。JICPAがこれから目指す姿とそれに向けた取組をご紹介します、より一層幅広いステークホルダーの皆さまへ、未来への想いを発信していきます。

Our Vision for
the **NEXT SOCIETY**

JICPAは未来を拓きます。

CONTENTS

- 04 会長メッセージ
- 06 JICPAとは

統合報告書2023でお伝えしたいこと

統合報告書2023では、JICPAが取り組む「信頼」の価値創造について、植物の成長になぞらえてご紹介しています。

NURTURE

社会に「信頼」を育む



Chapter

1

公認会計士が果たすべき使命や役割、現状などを解説します

- 08 About JICPA
- 10 社会の「信頼」を築いた歴史
- 12 公認会計士の「今」

ADVANCE

豊かな未来へ共に進む



Chapter

2

JICPAの「これまで」と「これから」をお伝えします

- 16 「信頼」の価値創造ストーリー
- 18 特集:対談
公認会計士・JICPAのサステナビリティへの貢献をともに考える
- 22 JICPAの目指す未来

CREATE

世界の人々と共に社会に「信頼」を創る



Chapter

3

JICPAが目指す姿に向けた4つの柱の取組を報告します

- 26 特集:座談会
サステナビリティ領域における公認会計士の貢献
- 30 社会への役割を果たすための「4つの柱」に関する取組
 - 30~35 監査品質の向上
 - 36 情報開示領域のニーズ拡大への対応
 - 37 企業統治の強化
 - 38~40 社会のあらゆる領域における課題解決

SUSTAIN

いつの時代でも使命を果たすために



Chapter

4

JICPAの運営を支える体制を解説します

- 42 JICPAの運営体制
- 48 JICPAの財政状況

編集方針

本統合報告書は、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションの一環として、JICPAが創造する社会的価値について総合的にご理解いただくことを目的として発行しています。今後も読者の皆様のご期待に沿える誌面編集に努めてまいります。

対象期間

2022年4月～2023年3月
(一部に2023年4月以降の活動内容等を含みます)
(注)本報告書に記載の数値は単位未満を切り捨てて表示しています。

DEAR STAKEHOLDERS



JICPAは、社会の皆さまとの対話を深めて「信頼」を醸成し、社会のサステナビリティに貢献します。

日本公認会計士協会 会長

茂木 哲也

Tetsuya Mogi, Chairman and President of JICPA

社会に貢献する JICPAの未来への想い

公認会計士制度は、2023年で75周年を迎えました。この間、JICPAは時代の変化とともに進化しながら「信頼」という価値を創造し、社会に貢献してきました。

75年の歴史の中でも2022年は、私たちJICPA・公認会計士業界にとって大きな転換点となりました。

まず、15年ぶりの公認会計士法改正がありました。これは、会計監査に対する社会からの期待の高まり、共働き世帯の増加や女性活躍の進展、公認会計士の多様な働き方といった環境変化に対応するための

改正です。改正法の施行に向けて準備を進め、万全の体制で臨みました。

また、「信頼の力を未来へ」というJICPAの新しいタグラインを策定しました。この新しいタグラインには、私たち公認会計士に寄せていただいている信頼を活かし、皆さまと共に社会に新たな信頼を創ることで、社会のより良い未来に貢献していくという、私たちの強い思いを込めました。

その思いを結実させるために、JICPAでは、2030年を見据えたビジョンを示すべく、「ビジョンペーパー2022 日本公認会計士協会の進むべき方向性」を2022年に策定しました。来るべき2030年に向けて、私が会長を担う3年間では、公認会計士の信頼の基盤強化、社会課題の解決への貢献、多様な人材の確保・育成、ステークホルダーとの連携強化に特に力を入れていきます。

JICPAが社会に貢献していくこと

JICPAがこれからも社会に貢献していくためにどうあるべきかを考えるに当たって、私たちは、公認会計士の価値の源泉とは何かということを改めて考えました。

公認会計士制度制定から75年の間、公認会計士は会計、監査、税務を中心に専門的知見や幅広い知識を培い、監査業務をはじめ様々な業務を通じて信頼を創造してきました。その過程では、高い倫理観で自らを律することが情報に信頼を付与することの基礎であるということを常に意識してきました。公認会計士は専門的知見や幅広い知識だけでなく、自律的に高い倫理観を有する稀有な存在です。それこそが公認会計士の価値創造の源泉であり、だからこそ、社会から頼られる存在であり続けられるのです。

世界的に社会的・経済的環境が大きく変化し公認会計士への期待もそれに応じて変化し、公認会計士が活躍する分野は会計、監査、税務の範囲のみならず、大きく広がっています。また、ChatGPTなどの新たなデジタルツールの広範な活用等、デジタル技術は目まぐるしく進化を続け、これらの進化と相まって技術的な専門性の内容も高度化しています。これら

の変化に合わせて私たちも進化することで、デジタル技術の活用による社会の進展に貢献していきます。さらに、社会において現在最も注目度の高い分野であり、グローバルに議論が行われている非財務情報・サステナビリティの分野についても、情報に対する信頼を創造してきた公認会計士として、さらに貢献していくことができます。

また、JICPAは、社会の皆さまが会計リテラシーを身につけることで、より豊かで健全な生活を送れると考え、従来から会計教育の普及・啓発に努めてきました。これからも私たちは会計教育を一層重要な施策として、教育関係者の方々と力を合わせ推進していきます。

公認会計士が社会に 貢献し続けていくために

今後も、公認会計士が経済社会の発展や公共の利益に貢献するという重要な役割を担い続けていくためには、多様な方々に私たち公認会計士業界に入ってきてもらうとともに、私たち公認会計士一人ひとりが知見を深め、社会環境等の変化に対応し続けていくことが不可欠です。また、世界を取り巻く環境が変化し、公認会計士に期待される役割が変化する中で、時代に即した存在であり続けるために、公認会計士試験に合格する段階から多様な分野で活躍する段階までを一体的なものとして、公認会計士に必要とされる資質や能力を開発していきます。

私たち公認会計士が、10年先、20年先も、社会の皆さまと共に安心して活力に満ちた豊かな未来の創造に貢献する存在であり続けられるよう、JICPAは会員である公認会計士や準会員とともに、未来を見据えた長期的な視点を持って諸施策に取り組みます。ステークホルダーの皆さまにおかれましては、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

JICPAとは

PURPOSE

公認会計士の活躍を支え
社会の発展に貢献するJICPA

公認会計士の役割は、例えば、会社で作成する財務書類へ「監査証明」を行い、情報に「信頼」を与えることで、社会に「信頼」を創り出すこと。公認会計士がこのような役割を果たし続けるために、JICPAは存在します。そして、JICPAは公認会計士法に基づいて運営する唯一の団体です。公認会計士の品位を保ち、より良い方へ導くことで、経済社会の健全な発展へ持続的に貢献する——それが私たちJICPAの使命なのです。

Check!

公認会計士の「シンボル」

公認会計士は、全員がJICPAに所属し、会計のプロフェッショナルとして活躍。そんな公認会計士のシンボルが、この会員章なのです。安定感を持つ「正方形」の連続で、経済社会の安定を守る公認会計士の連帯を表現し、全体の楕円は「グローバル」を連想させ、世界経済を守る公認会計士の誇りを象徴したデザイン。いつかどこかで見つけてくれたらうれしいです。



VISION

未来の社会が
安心して活気に満ちて豊かであるために

公認会計士は現在、監査業務を中心に、財務や会計、税務、コンサルティング等、活躍の場はあらゆる領域に拡大中です。様々な社会課題の解決に貢献できる公認会計士と、公認会計士を支えるJICPAには、目指している未来があります。それは、世界の人々と共に「信頼」で社会を満たし、安心して活気に満ちた豊かな社会の創造に貢献し続けていくことです。

Check!

公認会計士を身近な存在に

2022年4月に定めたタグライン「信頼の力を未来へ」には、私たちが社会の創造に貢献し続けていく上記の想いを込めています。そして、親しみを持ってもらえるようリニューアルしたロゴとともに、公認会計士のブランディングに取り組んでいます。公認会計士をより身近に感じてもらえるように。



Chapter

1

NURTURE

社会に「信頼」を育む

あなたの知らない、公認会計士の「今」

長年、時代の変化とともに情報に信頼を与え続けてきた公認会計士制度は2023年に75周年を迎えました。この間JICPAも変わらず、公認会計士を支え、社会に信頼を育んできました。そして現在では、デジタル化や経済のグローバル化・ボーダレス化が進んでいます。公認会計士への期待はより高まり、様々なシーンでその専門性が求められています。多様な分野で、公認会計士が活躍するために、JICPAは全力でサポートしています。

NUMBERS

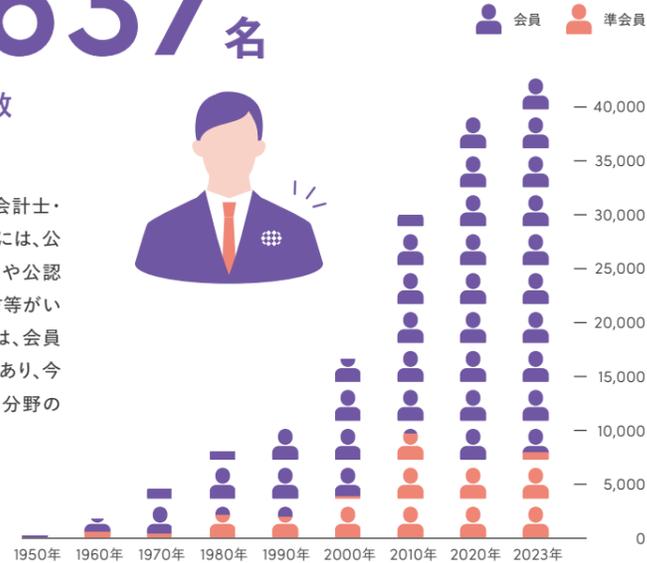
数字で見る JICPA

OVERVIEW

42,637名

会員・準会員の数
(2023年3月末時点)

JICPAの会員は、主に公認会計士・監査法人です。また、準会員には、公認会計士試験に合格した方や公認会計士となる資格を有する方等がいます。2023年3月末時点では、会員34,717名、準会員7,920名であり、今後も公認会計士が活躍する分野の拡大が期待されます。



公認会計士の「今」 P.12



16.3%

会員・準会員の女性比率
(2023年3月末時点)

会員・準会員や公認会計士試験合格者の女性比率の目標を30%に設定しています。1951年の女性公認会計士の誕生以来、現在では16%を超え、女性公認会計士活躍促進のための取組をさらに強化しています。

女性公認会計士の活躍を支える P.35

15年ぶり

公認会計士法の改正
(2022年5月)



2022年度一番のトピックが公認会計士法の改正です。2007年以来、15年ぶりに改正されました。今後も公認会計士が社会と共に信頼を創る存在であり続けるために、ステークホルダーと対話を行い、時代に即した公認会計士制度となるよう取り組んでいきます。

時代の変化に合わせた仕組みづくりに貢献する P.30

ACTIVITIES

56回

個別事案の審査に係る
会議体の開催回数(2022年度)

新聞で報道されたニュースや会社の適時開示情報等をウォッチしています。また、公認会計士業務・倫理に関するホットラインを設けて、外部の方からも情報提供を受けています。その中から法令や会則に違反するおそれがある事案について、各会議体において調査を行い、懲戒処分も行っています。

公認会計士業務の社会的信頼を高く確保し続けるために P.31

142事務所

上場会社監査事務所数(2022年度)

63事務所

レビュー実施上場会社監査事務所数(2022年度)

上場会社を監査している監査法人・公認会計士が行う監査業務の品質管理状況について定期的にチェックし、必要に応じて改善するよう指導しています。

公認会計士業務の社会的信頼を高く確保し続けるために P.31



1,215回

JICPA主催研修開催回数
(2022年度)

公認会計士向けの様々な分野に係る研修会を開催しています。公認会計士は、法令により一定単位数以上の受講が義務付けられていますが、社会と共に信頼を創るプロフェッショナルパートナーであり続けるために、自ら日々研鑽を行っています。

公認会計士の対応力強化に向けて研修から能力開発へ P.34

48回

ハロー!会計開催回数
(2022年度)

延べ参加人数
約3,500名

会計を身近に感じてもらえるよう、小学生・中学生を対象とした会計講座「ハロー!会計」を2005年より開始し、現在は全国で開催しています。ケーキ屋さんやたこ焼き屋さん等を題材に身近なお店の経営の疑似体験を通じて、楽しく会計を学ぶ講座です。

会計リテラシーを学ぶ意義を伝えるために P.39



103回

制度説明会開催回数
(2022年度)

延べ参加人数
約9,400名

公認会計士制度や業務内容に関する「制度説明会」を高校・大学で開催しています。各学校のOB・OGである公認会計士等が訪問し、体験談を交えながら、公認会計士業務の魅力伝えていきます。

会計リテラシーを学ぶ意義を伝えるために P.39



OUR PROGRESS

社会に寄り添い、変化してきた JICPA

これまでの

75年

1927年の「計理士法」に基づく計理士の誕生から始まった現在の公認会計士制度は、1948年に公認会計士法として成立し、その後75年にわたって時代の変化とともに変化・進化を続けてきました。JICPAは公認会計士制度の変化とともに、社会の「信頼」を醸成し、現在では将来の社会を見据えたビジョンの下、次の社会でも「信頼」を創造することを目指しています。

1948-

FOUNDATION

基礎が作られ、
日本の社会と共に発展

戦後復興から高度経済成長期にかけて、証券市場が進展する中で、公認会計士制度の土台が作られ、社会の発展に向けて歩み始めました。

1991-

REFORM

「信頼」の未来へ
向けた改革

日本の社会が成熟化していく中で、さらなる監査業務の強化を図り、改革を行ってきました。

2007-

GROWTH

国内・外の
業務拡大が加速

監査業務にとどまらず、様々な社会課題の解決への貢献が期待される公認会計士の活躍を支えてきました。

2022-

TRANSFORMATION

将来でも「信頼」という
価値を届けるために

会計基準や監査基準の急速な国際化やサステナビリティ情報開示の拡充等の制度の変革が続く中で、長期的な視点で対応します。

TOPIC

- 1948 公認会計士法の成立
- 1949 日本公認会計士協会創立
- 1953 社団法人日本公認会計士協会設立
- 1966 公認会計士法の改正
日本公認会計士協会の特殊法人化
- 1973 公認会計士制度25周年記念式典の開催

時代背景

戦後の日本では、財閥解体等によって凍結された大量の株式が国民に放出されるとともに証券知識の普及を図るための全国的な証券民主化運動が行われ、1948年に証券取引法が導入、また同年に公認会計士制度が誕生。翌年1949年には東京、大阪、名古屋をはじめとする8か所に証券取引所が開設される。

TOPIC

- 1991 「監査基準、監査実施準則、監査報告準則」抜本改訂
- 1992 公認会計士法の改正
- 1998 継続的専門研修(CPE)制度発足
公認会計士制度50周年記念式典の開催
- 1999 監査事務所の品質管理レビュー制度開始
- 2001 監査業務モニター会議設置
- 2003 公認会計士法の改正
- 2004 日本公認会計士協会の特別民間法人化

時代背景

日本では、1996年末に打ち出された金融ビッグバンにより、様々な金融制度改革が行われる。このなかで、東京証券取引所は売買執行の迅速化やコスト削減、効率化を図ることを目的にすべての取引をシステムに移行するなど、金融業界は次のステージへ進む。

TOPIC

- 2007 上場会社監査事務所登録制度発足
公認会計士法の改正
ビジョンペーパーの策定
- 2010 税務業務部会の設置
- 2012 組織内会計士協議会設置
- 2014 公会計協議会設置
- 2016 会計基礎教育推進会議設置
女性会計士活躍促進協議会設置
- 2017 社外役員会計士協議会設置
- 2019 自主規制モニター会議設置
- 2021 SDGs宣言

時代背景

幾多の法令改正や各種制度の整備、またリーマンショックや、2013年以降のアベノミクスなどの景気変動を経て、徐々に日本の金融市場は高度化を果たす。さらには、2015年に国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択されて以降、本格的に企業がサステナビリティに取り組む。

TOPIC

- 2022 ビジョンペーパー2022の策定
公認会計士法の改正

時代背景

コロナ禍において人々の生活様式が変化。また、デジタル化と技術進歩、地球温暖化による環境問題とサステナビリティなど、社会の様々な面で劇的に変化している時代にある。

JICPAのこれからは
P.22~24をご覧ください

WHAT IS CPA?

社会の「信頼」を担う公認会計士

公認会計士はこれまで、上場企業の監査を行う専門家として位置付けられていましたが、刻々と変化するグローバル経済のなか、公認会計士に求められる役割はさらに重要になっています。現在では監査法人に所属していない公認会計士の数は全体の約60%となり、税務業務や経営コンサルティングをはじめ多彩な分野で活躍しています。

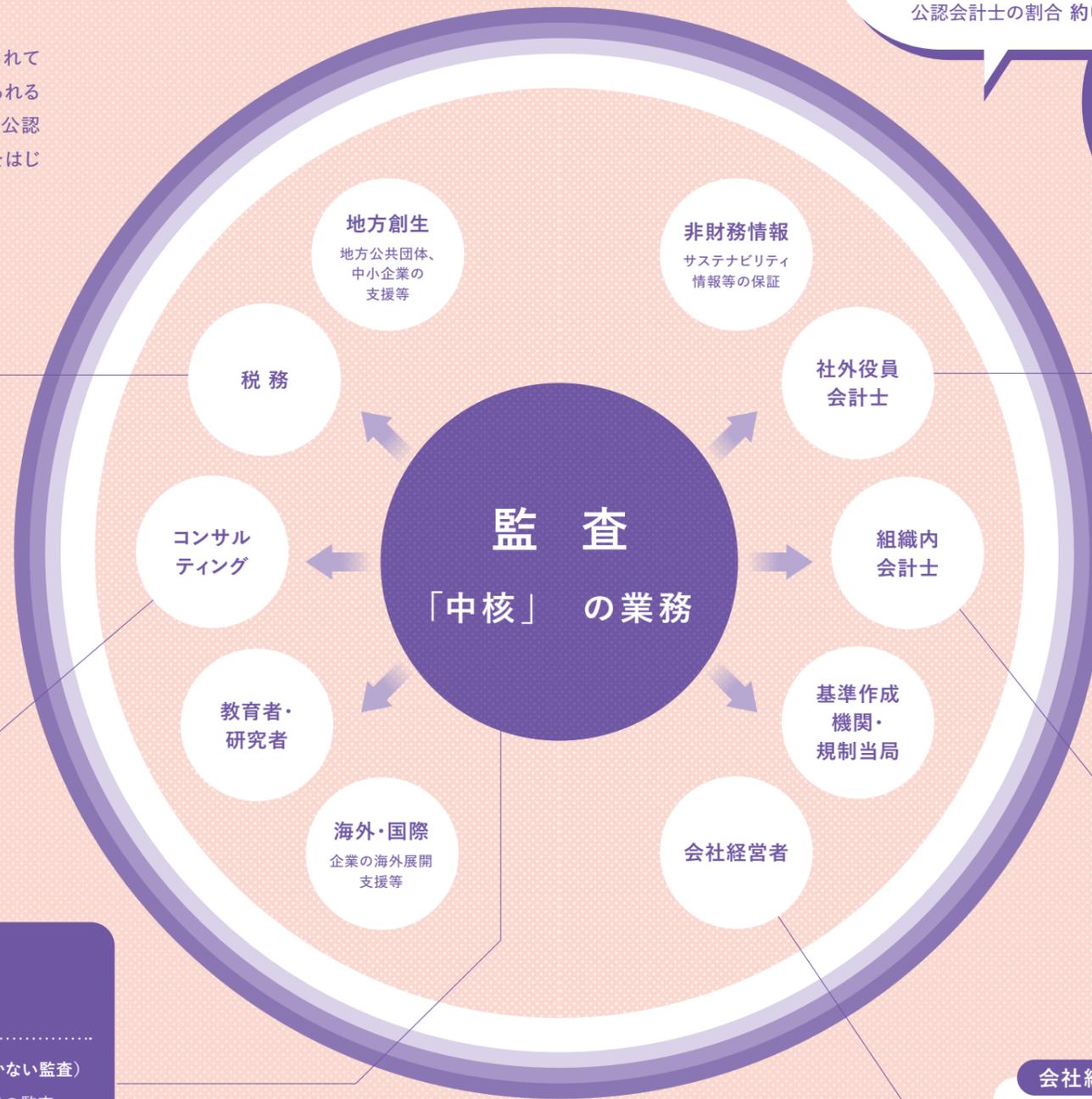
公認会計士の数 (2023年3月末時点)

34,436名

このうち、監査法人に所属していない
公認会計士の割合 約60%

公認会計士の使命

公認会計士は、監査や会計の専門家として、独立した立場から情報の信頼性を確保しています。最大の使命は、企業や経済の活動といった社会の基盤を支えることです。そして、その使命は社会の移り変わりとともに、幅広い課題解決に貢献し、社会の根幹を支える重要な役割を担っています。



税務

公認会計士は税理士登録をすることによって、税務業務を行うこともできます。各種税務申告書の作成や租税相談のほか、幅広い知識を活かして、M&Aに係る税務や国際税務等、特殊な税務に関する相談・助言を行っています。

コンサルティング

経営戦略の立案、資金調達、内部統制の構築、IPO、組織再編、財務デュー・デリジェンスといった企業経営の全般で相談を受け、助言しています。

監査

企業に始まり、学校法人や公益法人等、幅広い法人を対象として、独立した立場で監査意見を表明し、財務情報の信頼性を担保します。

公認会計士が実施する主な監査

- 金融商品取引法に基づく監査
- 会社法に基づく監査
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査

法定監査以外の監査(法令等に基づかない監査)

- 法定監査以外の会社等の財務諸表の監査
- 特別目的の財務諸表の監査 等

国際的な監査

- 海外の取引所等に株式を上場している会社又は上場申請する会社の監査
- 海外で資金調達した会社又は調達しようとする会社の監査 等

社外役員会計士

企業経営では多様な知見を持つ社外取締役や社外監査役の活用が求められています。昨今では、財務や会計に関する知識を持っている公認会計士が社外役員の役割を担うことが増えています。

組織内会計士

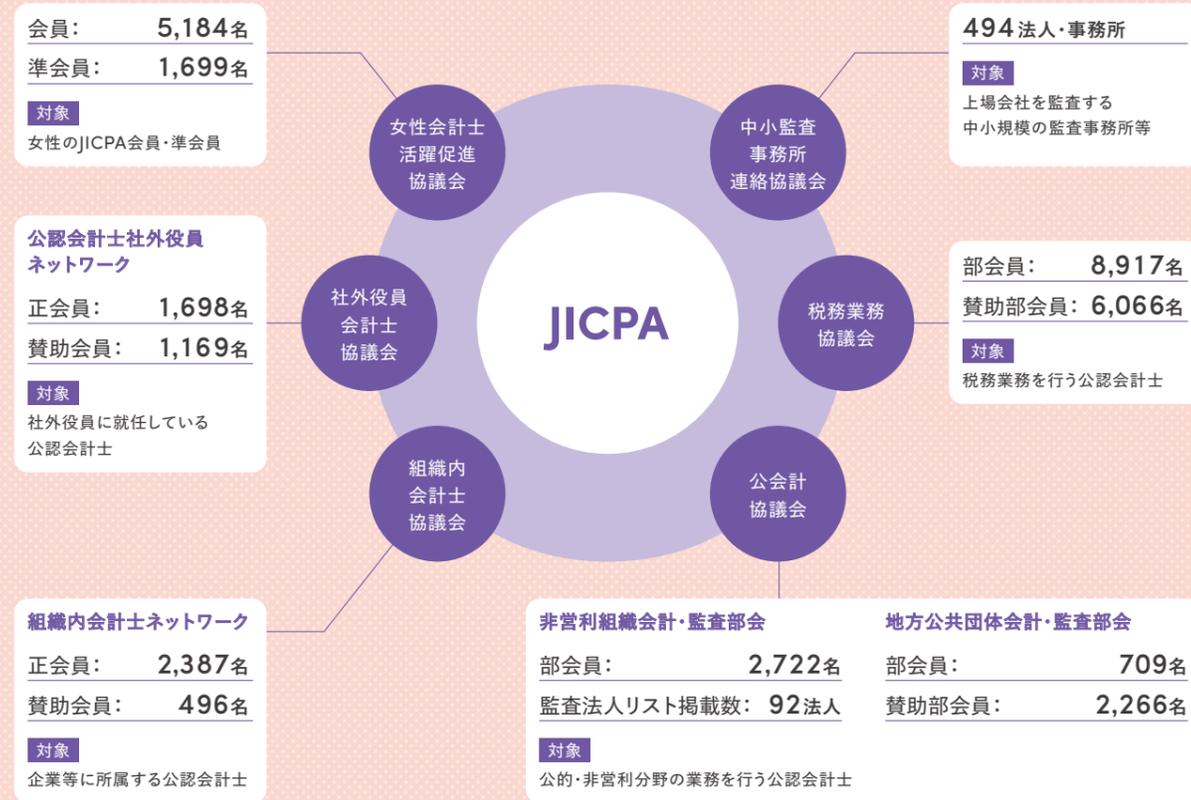
企業やその他の法人、行政機関で業務に従事している公認会計士です。

会社経営者

公認会計士として十分な経験を積んだ後、スタートアップ企業のCFO(最高財務責任者)に就任して株式上場等を目指すことや、起業して自らが経営者となるなど、近年では会社経営に携わる公認会計士も少なくありません。

公認会計士の多様な活躍を推進するJICPA

JICPAでは各種協議会を設置して、様々な分野で活躍する公認会計士を支援しています。(2023年3月31日現在)



COLUMN 多様な分野で活躍する公認会計士を知ろう!

JICPAでは、色々な分野で公認会計士が活躍している姿を社会の皆さんに届け、多くの方に公認会計士の魅力を知ってもらいたいとの思いから、様々な冊子やウェブサイトコンテンツを通じて、監査現場で活躍する方、SDGsに貢献する方、海外で活躍する方等のインタビューや、公認会計士試験に合格した方のエピソード等を発信しています。

ぜひ以下のリンクからご覧ください。少しでも皆さんに各分野で活躍する公認会計士の魅力が伝わると嬉しいです。

 **パンフレット**
<https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/publicity/>

 **公認会計士へのインタビュー**
<https://jicpa.or.jp/cpainfo/interview.html>

ウェブサイト▶

パンフレット▶



Chapter 2 ADVANCE

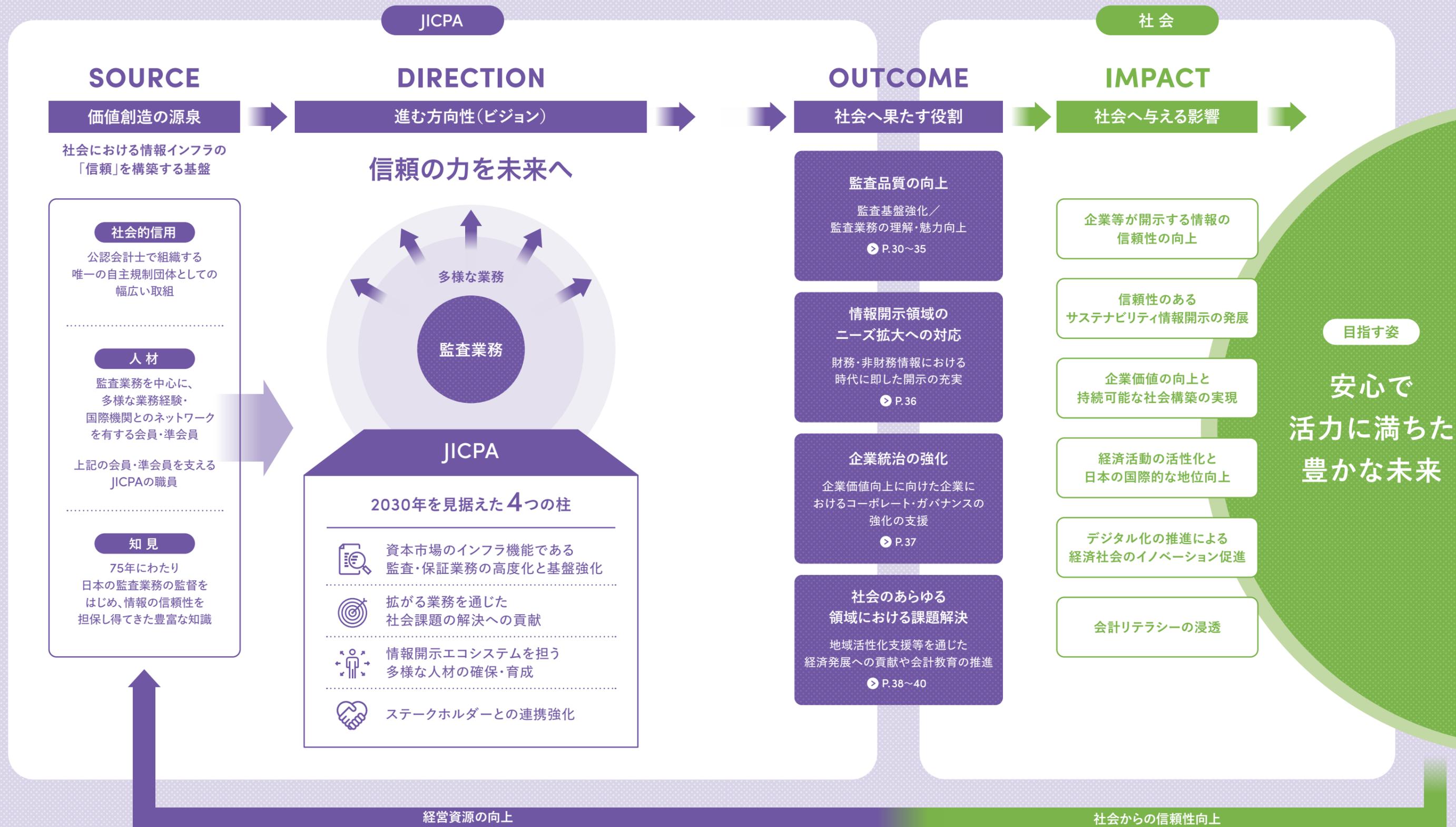
豊かな未来へ共に進む

あなたと描くサステナブルな社会

デジタル化、技術進歩、地球温暖化といった環境問題、そしてサステナビリティ——変化が激しい今、公認会計士はこれらの変化に対応することが期待されています。JICPAでは、この先の未来も信頼を守るために、公認会計士が果たすべき「監査」の品質をさらに向上させます。そして、その役割を担う人材の育成にも力を入れます。私たちは、公認会計士が持つ力を活かして社会のサステナビリティの助けとなり、「安心で活気に満ちた豊かな未来」を実現します。

JICPA VALUE CREATION

JICPAは、公認会計士を取り巻く多様な環境変化に対応し、長期的に社会へ価値を提供するため、ビジョンペーパー2022を策定しています。この中では「4つの柱」の実現に注力し、社会に貢献することを目指しています。



DIALOGUE

公認会計士・JICPAの
サステナビリティへの貢献を
ともに考える

Teisuya Mogi
茂木 哲也
日本公認会計士協会 会長



株式会社大和証券グループ本社
取締役兼執行役員副社長
Keiko Tashiro
田代 桂子 様
(以下、敬称略)



サステナビリティの前提となる教育

茂木 田代さんは、大和証券グループの他にも、経済同友会の副代表幹事、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の委員やIFRS財団の評議員といった私たちと近い分野でも活躍されています。どれをとっても前提として、サステナビリティに関する社会の期待と、それを受けた企業活動、または投資活動に関わられていることがあると思います。また、2008年に途上国の子どもたちへの予防接種、いわゆるワクチン債を個人投資家向けに販売されたということが、SDGsに取り組みきっかけであると同いました。SDGsの実践という意味では、15年も前から取り組まれている先駆者です。その田代さんからご覧になって、現在、どのような取組が社会に求められ、どのような課題があるとお考えでしょうか。

田代 持続的な社会にしていくことに、否定的な方は

いらっしやらないと思います。しかし、多くの方はこのままではサステナビリティを実現できるとも思っていないのではないのでしょうか。例えば環境問題ですと、今のままだと2050年頃には地球環境が脅かされることが予測されています。これを打破する取組にはたくさんのお金が必要ですが、大和証券グループのような金融機関からすると、どこにお金が回るべきかが定まっていなくて大きな問題があると感じます。そのためにも、情報開示が重要だと思います。そのほか、正しい現状認識を多くの方が持つことも大切だと思います。企業活動に始まり、社会の様々な営みの最小単位は個人です。そういった意味では、教育が果たす役割も大きいと考えています。

茂木 私も全く同感です。私たちも2021年に「プロフェッショナルパートナーとして、信頼を紡ぎ、豊かな社会を創造し、未来を拓きます。」という「SDGs宣言」を表明し、公認会計士が特に貢献できるであろう8つの分野を特定しましたが、その認識を広げるためにも教育が重要であると考えています。

田代 SDGsについて自分は関係ないという方はいないと思います。私も金融機関では、そもそも本業がSDGsに関係していますが、入社1年目からシニアの社員までの全員が、生活者としても関係しています。ですからSDGsを知り、自分事化していくことがとても大切です。貴協会もそうだと思いますが、金融機関であれ、どんな組織であれ、SDGsが全員で取り組むフレームワークであるという納得感を伝えていくことが一丁目一番地だと思います。

より良い生き方に貢献するJICPAの役割

茂木 人々がより質の高い生活をしていくためにということも、SDGsの教育という中には含まれていると思います。私たち公認会計士が、最も自らの専門性を活かせる教育の場は会計教育です。JICPAではSDGsの4番目の目標にある教育分野の取組として、2005年

から「ハロー!会計」という講座を通して、若い人たちへの会計教育に取り組んできました。田代さんも証券会社の一員として金融教育をお考えになっていると思うのですが、会計教育も含めた現在の日本の金融教育をどのようにお感じでしょうか。

田代 数年前に話題となった老後2,000万円問題などもあり、年金だけでは老後を生きていけないことが広く伝わって、金融教育の必要性を意識されるようになりました。背景には、それまであまり金融教育がなされていなかったことがあると思います。例えば、学校の現場で先生方は、これまで子どもたちへお金について話すことに躊躇してしまうことがあったと思います。金融教育が進まなかった理由は様々ですが、こういった課題の解決は、まだまだ道半ばです。最も大切なことは、自らが身につけなければいけない知識があることを理解し、動き出すことだと思います。

茂木 そうですね。中学校と高校の学習指導要領の中に会計情報の活用を入れていただくようになりましたが、数年前だと「ハロー!会計」のようなお金の話は



私たちは、社会に何を提供できるか、
社会の皆さんが期待してくれていることは
何かを常に考え、取り組みます。

定を受けましたが、それまでは正直あまり簿記などに触れたことがなかったです。ところが、海外勤務を経て帰国してから、IR(投資家向け広報)を担当することになりました。それまでも株式や債券のドキュメンテーション業務を通じて資金調達の仕組みは理解していましたが、IRを担当したことにより、投資家による投資判断の基礎となる財務・会計の開示の重要性を一層実感しました。一企業として資金の調達や財務マネジメントがあることは分かるのですが、それが社会全体の中でどのような意味を持つのかを改めて考えさせられました。加えて、情報開示の大切さはその時からより意識するようになりました。

茂木 そのような企業情報開示の果たしている役割の認識を、社会に広げていく必要があると感じています。

公認会計士が支援する
社会のサステナビリティ

学校教育にそぐわないというような声も聞こえてきました。状況は良くなってきたと思いますし、私は会計を知っているか、知らないかで生活の質は大きく変わっていると思っています。最近公認会計士になった女性と話す機会があり、「なぜ公認会計士になろうと思ったのか」を聞きました。その女性は、以前は派遣業界で働いていて、人材派遣会社から派遣される時に、会計ができるかどうかで色々と条件が違ったということで、そうであれば会計の世界に入ろうと勉強したようです。そういった自分が得た能力で違いが出てくることは、きちんと伝えていく必要があると思います。

田代 以前に比べると学生の就職意識も変わり、自身の興味のある分野を優先することが増えつつあると感じます。そうすると株式上場の考え方も含めて企業のあり方も変わってくるかもしれないですね。

茂木 公認会計士の大半は、公認会計士試験に合格した後、最初に監査法人に入所しますが、私が30年ほど前に勤め出した頃だと、「監査法人って何ですか?」と言われることもありました。しかし、海外の学生就職企業ランキングでは会計事務所が上位に入っている国も多い状況です。最近では日本でも海外ほどではないですが、監査法人を希望する学生が増えています。

田代 私は証券会社に入社後、最初の研修で簿記検

茂木 田代さんは現在、サステナビリティといった非財務情報の開示に向けてIFRS財団の評議員をはじめ様々なイニシアチブに参加されていますが、課題はどのようなことでしょうか。

田代 サステナビリティ開示は、企業によって取組状況が異なる中で法定での開示を導入していくことが大きな課題です。さらに、競争力の観点でも、ヨーロッパ、アメリカ、アジアといった地域間での比較はどうしても出てくると思います。それをグローバルに統一していくために対象とする国を判断することも難しい問題です。

茂木 私が感じているのは、企業又は国によって、情報開示の要請に対応ができる、できないという問題は、そのテーマに対する姿勢が問われているのだということです。もしあるデータが集計できなくなれば、その企業や国が、該当するテーマに対する認識が甘いという1つのシグナルではないでしょうか。外部からそういった評価を受けないように、一定のタイミングではしかるべき情報が出せる体制を作っていく必要があるのではないかなと思います。

田代 既に始まっていることだと、例えば取締役会にダイバーシティがどれだけあるかですね。あと1、2年すると、取締役に女性が1人もいない企業は、株主から反対され議長が再任されなくなるのではないかと

という印象を受けます。同様に環境問題でも、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルの達成目標を日本では2050年としており、その期限に向かって待たない状態がさらにシビアになってくると思います。

茂木 そうですね。私たち公認会計士は、たくさんのレイヤーの企業さんとお付き合いしていますが、「大企業の話だよな」と思われている企業さんはまだ少なからずいらっしゃるようです。既にそういった状況ではなく、サプライチェーンの中で活躍し続けるということを考えるときに、どの企業でも問われている問題です。

田代 「社会になくしてはならない企業」と、「ワン・オブ・ゼムの企業」とでは、対応が変わってくると思いますね。大手企業からすると、環境に配慮していない企業の製品・サービスを利用できないという現状もきつとあると思うのです。

茂木 そのような状況に対する企業の理解が十分でないときに、私たち公認会計士のような、経営者に対して何らかの提案・アドバイスができる人々が、問題意識を伝えていくことは、私たちが果たせる大きな役割なのではないかなと思います。

田代 科学技術も進歩しており、昔であれば予測することが難しかった環境予測のデータでも、今であれば様々なデータを使いながら推定値を出すこともできます。それを知らないがために、対応しないという判断を下してしまっている経営者もいると思うのです。その差を埋めることは、公認会計士の方々だからこそできることだと思います。

「信頼」を創造することが
公認会計士への期待

茂木 実は、監査法人で監査に従事している公認会計士は全体の40%強で、公認会計士の約半分は企業で働く者、アドバイザー、研究者、教育者、税務を中心に行っている者等です。御社でも公認会計士が働いているかと思いますが、しかし、どんなところでどんな仕事をしていても、公認会計士が関わることで新たに信頼を創るということ、これが私たちの共通の価値観であると考えています。今後、最も大きな目標の1つは、サステナビリティに関する情報開示について、私たちが何らかの価値を提供することです。田代さんか

ら見て、公認会計士に対して期待されることはどのような点でしょうか。

田代 公認会計士が証明した数値は、それが財務であっても、サステナビリティに関するものであっても、これは絶対だという信頼感があることはとても大切だと思います。投資判断をする投資家にとっても、信頼に足る数値の開示がないと社会全体が混沌としますので、秩序を保つための要となる機能です。また、企業価値は社内外の様々なステークホルダーによって成り立っています。これまで財務中心だったものが、今後はサステナビリティ情報も加わります。企業価値を判断するための有益な情報開示への貢献を期待しています。

茂木 常に私たちは、社会の皆さんが期待してくれていることは何か、また社会に何を提供できるかを考え、取り組み続けます。そのためにも、人材育成がすごく大事です。サステナビリティについて言えば、知見のさらなる拡充が必要なところもあり、外部の有識者の方の知見も積極的に取り込みながら、教育プログラムの策定と能力開発を進めていきます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

田代 ありがとうございました。

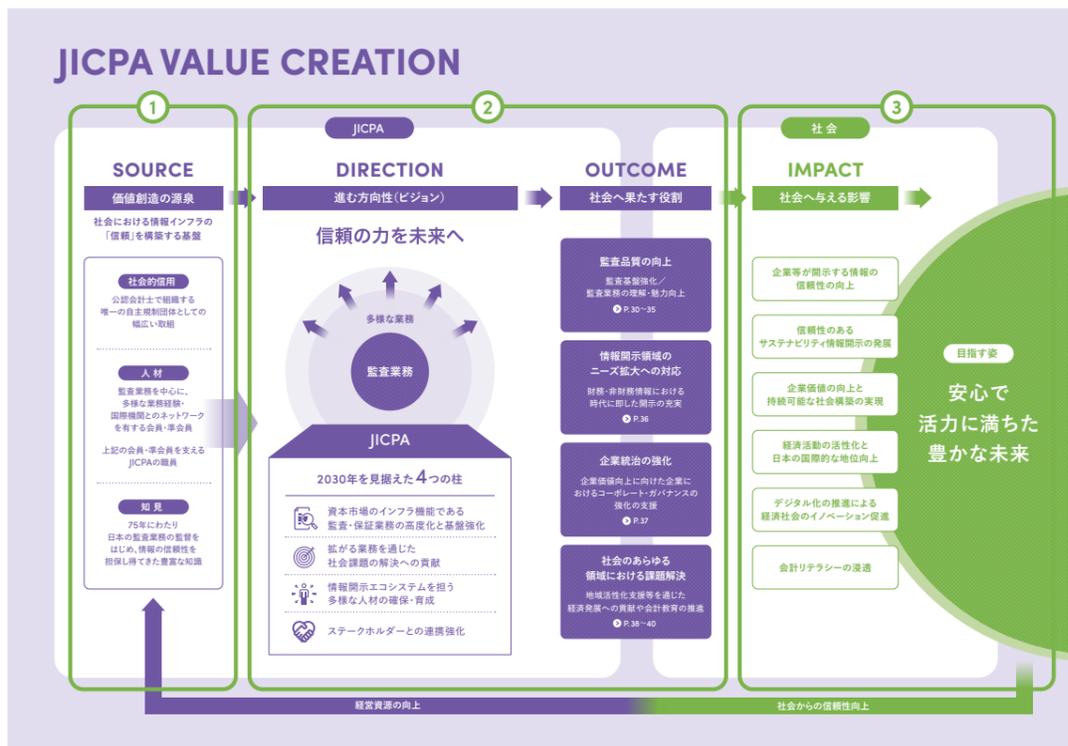
SDGsを知り、自分事化してもらったために、
なぜ取り組むべきか、
納得感を持って伝えることが一丁目一番地です。



FOR THE FUTURE

目指す未来への道のり

JICPAは、その時代の社会のあり方に合わせて「信頼」を創り続け、「安心して活気に満ちた豊かな未来」の実現を目指しています。このページでは、私たちの価値創造ストーリーをご紹介します。



価値創造ストーリーの要点

- Phase 1 価値創造の源泉**
社会の情報インフラに「信頼」を築くという使命のもと、公認会計士法によって、JICPAは設立されました。その使命を実現する源泉となるのが、社会的信用、人材、知見です。
- Phase 2 目指す姿への方向性**
社会の変化を認識して、今後3年間の経営方針「4つの柱」を実行します。社会課題の解決に貢献することで、社会に良い影響を与えることを目指します。
- Phase 3 目指す姿**
将来を見据えて、未来社会へ貢献します。目指す姿は「安心して活気に満ちた豊かな未来」の創造をリードする組織です。

Phase 1

JICPA VALUE CREATION

価値創造の源泉

JICPAの役割・使命

公認会計士の価値創造の源泉は、専門的知見や幅広い知識、高い倫理観です。将来の不確実性が高まる中でも、社会に信頼を創り出し、人々に安心を届けることが、公認会計士の価値です。そして、その価値を生み出すための支援をすることが、JICPAの役割です。公認会計士を会員とする唯一の自主規制団体として培った社会的信用。会員である公認会計士や準会員と、それを支えるJICPAの職員といった人材。そして、長年にわたり培ってきた多様な知見。これら3つを価値創造の源泉として、社会課題の解決に貢献します。



Phase 2

JICPA VALUE CREATION

目指す姿への方向性

注力する経営方針「4つの柱」

JICPAは、タグライン「信頼の力を未来へ」のもと、多様なフィールドで活躍する公認会計士の業務を支援しています。JICPAが社会に価値を提供するため、「監査品質の向上」「情報開示領域のニーズ拡大への対応」「企業統治の強化」「社会のあらゆる領域における課題解決」を、果たすべき役割として捉えています。この役割につながる取組を右の重点テーマ「4つの柱」として、ステークホルダーとともに課題解決に取り組んでいます。4つの柱を通じて、社会から求められる役割を果たし、社会へ提供できる価値の最大化を図っていきます。



Phase 3

JICPA VALUE CREATION

目指す姿

JICPAの進むべき方向性

JICPAは、公共の利益に貢献する社会基盤の一翼を担うべく、社会変革をリードする存在になることをビジョンとしています。多様な国内外のステークホルダーと対話しながら、連携を深めて、社会の変化を素早く捉え活動しています。2030年には、更に長い将来を見据えて未来社会へ貢献します。目指す姿は、「安心で活力に満ちた豊かな未来」の創造をリードする組織です。

公認会計士を取り巻く環境変化の認識

- サステナビリティへの関心の高まり(多様性を尊重する動きの拡大)
- 経済・社会のグローバル化
- デジタル化
- 上場会社数の継続的増加と上場会社の成長の停滞
- 社会的ニーズの拡大
- 資質・能力の開発・維持及び人材確保の重要性の高まり

公認会計士を取り巻く環境変化への対応方針

- 公認会計士の価値
- 将来ビジョン
公認会計士の活躍の場の拡大
監査業務の再評価
- 将来ビジョンの実現に向けての方向性

JICPAの機能強化

会員のサービス提供能力の向上・確保に関する取組

- 資質・能力の開発・維持
- 監査の基盤強化
- 自主規制機能強化
- 多様化する会員の活躍のサポート強化
- グローバル化

公認会計士、JICPAのブランドに関する取組

- 政策提言機能強化
- 「公認会計士」というブランドの強化と情報の発信の拡充
- ステークホルダーエンゲージメント
- 危機管理機能強化

会務運営に関する取組

- サステナビリティに向けた取組の推進
- 地域会と本部の関係の在り方
～一体となつての協会活動強化～
- デジタル化対応の推進
- 会務の生産性・透明性の向上

COLUMN JICPAのサステナビリティを知ろう!

誰一人取り残さない「SDGs」という考え方。よく耳にしますよね。JICPAでは、2021年7月「SDGs宣言」を策定。3つの柱「経済」「社会」「人・環境」で未来へバトンをつなぎます。

公認会計士業務の社会的信頼を高く確保し続けるために **P.40**

「SDGs宣言」

プロフェッショナルパートナーとして、信頼を紡ぎ、豊かな社会を創造し、未来を拓きます。

Chapter 3 CREATE

世界の人々と共に社会に「信頼」を創る

目指す未来に向け、今できること

JICPAが今できること——「監査・保証業務の強化」「多様な社会課題の解決」「人材の確保・育成」「ステークホルダーとの連携」という「4つの柱」。この4つの課題に取り組むことがJICPAの経営方針です。社会の環境変化に対応すること、世界の人々と共に社会の「信頼」を創造し続けること、そして「4つの柱」の課題を解決すること。この行動の先に、目指す姿の実現が待っていると私たちは信じます。

DISCUSSION



サステナビリティ領域における 公認会計士の貢献

昨今、サステナビリティに対する社会的な要請が高まっており、様々な分野で公認会計士の貢献が期待されています。今回は最前線で活躍する方々に集まっていただき、これまでの公認会計士のキャリアも踏まえ、サステナビリティ領域における公認会計士に期待される役割についてお話をお伺いしました。

サステナビリティ分野で 活躍する公認会計士

藤本 サステナビリティについては、これから開示や保証を検討していく状況にあります。このような中、これまで積まれてきたキャリアの中でサステナビリティに関する高いご知見を持たれ、ご活躍されている皆さんの話を聞かせていただきたく、お集まりいただきました。

水口 私は今、高崎経済大学の学長をしています。大学に勤める前は公認会計士の仕事もしていました。今は非財務情

報の開示やサステナブルファイナンスに関わる研究をしていて、環境省のグリーンファイナンスに関する検討会や金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議の座長も務めています。

鶴野 私は、10年ほど会計監査に従事した後、サステナビリティに興味を持って今はCSRデザイン環境投資顧問に勤めています。サステナブルファイナンスに関する国際動向を調査し、その内容を官公庁や企業に報告したり、企業のサステナビリティ情報開示のアドバイザーをしています。

後藤 現在、私は格付投資情報センター

(R&I)で、クレジットアナリストをしています。近年ではESG(環境・社会・ガバナンス)の要素が、格付に影響を与える事例が増えていますので、アナリストの立場から対外的に意見を発信し、社内的にはESG要素を信用格付に適切に反映する体制整備に携わっています。

藤本 私は、サステナビリティが重要視され始め、企業報告のあり方の議論が進展していく中で、JICPAの活動として意見発信を行ってきました。鶴野さんは、国際会計基準(IFRS)財団傘下のIFRSサステナビリティ開示基準(ISSB)のワーキンググループでも活動されていますよね。

写真左から

水口 剛 氏
高崎経済大学 学長

鶴野 智子 氏
CSRデザイン環境投資顧問株式会社
シニア・アドバイザー
／公認会計士

後藤 潤 氏
株式会社格付投資情報センター
格付本部 副本部長兼
コーポレート4部長 チーフアナリスト
／公認会計士

藤本 貴子 (ファシリテーター)
日本公認会計士協会 副会長
／公認会計士
／有限責任監査法人トーマツ
パートナー

(以下、敬称略)

サステナビリティに 興味を持ったきっかけ

鶴野 そうなのです。そこでは製薬会社や人材関連会社、金融機関の方など、様々な業種の方が参加されており、とても刺激を受けています。

藤本 近年の社会全体を見たときに、ESGの重要性はとも変わってきていると思います。現在では開示の議論も進み、日本においてもカーボンニュートラルへの意識がより高まってきている状況にあります。皆さんがかなり以前からサステナビリティの道に進まれたきっかけをお聞きかせください。

水口 1989年にエクソン社のバルディーズ号原油流出事故がありまして、その時に、投資家が投資する際に環境に配慮して投資をすることが結局は投資家にとっても利益になるという議論が始まりました。当時、アメリカに社会的責任投資という動きがあり、環境や社会への配慮を投資の判断に組み込むというコンセプトを、日本に紹介するというに私も携わったことがきっかけです。その頃に、「私は環境問題に取り組むために会計士になった」というとても熱心な会計士の方と知り合い、その方の働きかけもあってJICPAの経営研究調査会に環境監査に関する部会が作られ、そこに私も加えていただきました。その後、部会の活動は環境監査から環境会計、サステナビリティ情報へと広がり、JICPAの今の活動につながっています。

藤本 そういった議論の積み重ねが今に通じているのですね。今でこそ、サステナビリティの情報開示がフォーカスされていますが、周囲の方々からは、JICPAの取組がとても進んでいると言われることがあります。それはひとえにこれまでの調査研究された取組や結果が、周囲の皆さんにも浸透しているのだと感じます。

水口 やはり各監査法人の中に昔からサステナビリティに熱心な方々がおられて、それぞれのサステナビリティ部門の中心にいた人たちがJICPAに集まって、法人の垣根を超えて議論してきたことが今につながっていると感じます。

鶴野 日本とJICPAの環境会計の歴史を作ってきたいただいていたのです。私は2010年が転換点で、当時、私の夫がイギリスに留学することになり、私も良い機会だと思い、一緒に留学しました。私は会計学を専攻していましたが、ある授業で環境会計に関する課題が出されて文献を読んでいた時に、「会計から社会の意識を変えていく」という考えに出会いました。今は財務情報だけを投資家が見て評価するから、企業は利益を上げる

ことに注力している。そうではなくて、環境や社会に関する内容も財務情報と併せて開示し、投資家がそれを一体で評価するようになったら、企業行動が変わってくるのではないかと。それを読んで私も会計の分野から、世界をよりサステナブルな社会へと変えていきたいと思ひ、今に至ります。

水口 社会の仕組みを変えることで、環境問題の動向も変わりますよね。会計は社会の仕組みの土台にあるので、影響力は非常に大きいと思います。

後藤 皆さんは環境から興味を持たれていますが、私はESGで言えば「G」、企業統治に関する業務に携わったことがきっかけです。2006年に国連より責任投資原則(PRI)が提唱され、投資においてESGの要素を意識することが促され、日本でも企業でガバナンスが強化される中で、どのように企業の格付にガバナンスの評価を折り込むかを考えてきました。環境や社会の要素も考慮した上で企業を評価することをPRIが提唱された2018年頃からは、私の仕事もESG全般にシフトしました。

藤本 ガバナンスを定量化して企業評価に折り込むのは難しいのではないのでしょうか。



投資の変化が情報開示の
変化を促してきたことを
理解する必要があります

水口



**私は会計の分野から、
世界をよりサステナブルな
社会へと変えていきたいと
思います**

鶴野

後藤 やはり定量的には難しい部分があります。格付は、営業基盤や生産体制、事業ポートフォリオなど定性的な要素と、財務分析による定量的な要素を評価し、総合的に判断をしています。ガバナンスは事業リスクの定性的な要素として評価しています。ガバナンスが適正に機能していれば、キャッシュ・フローの不確実性を抑制できるとみています。

水口 もちろんガバナンスが機能すれば、長期的にキャッシュ・フローは安定すると思います。しかし、問題はガバナンスが機能しているかどうかをどう見分けるかです。情報開示だけで判断できるのでしょうか。

後藤 おっしゃるとおりです。私たち格付会社の強みは、実際に企業に訪問してトップマネジメントとお話できることで、そこで現状のガバナンス体制に対する評価や、実際の運用状況を確認しています。社外取締役と関連な議論がなされているかというような質問をすることもあります。外から見るだけでなく、企業のカルチャーから理解を始めて、ガバナンスが機能する組織風土があるかを確認した上で評価に織り込んでいます。ガバナンスは現在の経営を左右し、すぐに影

響が見える面もあるのですが、環境要素や社会要素の時間軸は非常に長いですよ。長期的にどのような影響があるかを見通すことは難しく、評価は悩みどころです。今の段階では財務的な開示情報が限られていることから、定性的な折り込みが主体となっています。例えば自動車業界では、いち早く環境対応に手を打たれており、将来のキャッシュ・フローの安定性に寄与しているので、商品の競争力や技術開発力の評価として格付に折り込んでいます。

藤本 私も学生の時から企業経営に興味があったので、今お話いただいた定性的な情報を定量化して経営分析するといったことを大学時代に研究していたことがあります。仮定をおきながら検証していきますが、難しい部分がありますよね。

後藤 そうですね。スコアリングするというよりは、今後の財務諸表を予測する上で、キャッシュ・フローの安定感として評価に折り込むイメージです。ただ、可能であれば投資額や影響額を直接的に予測に反映したいので、多くのアナリストが定量的な開示の充実を求めています。もっとも、ESGに積極的に取り組む姿勢自体を重視する投資家も増えていきますので、求められる開示内容は変わっていく可能性があると思います。

**サステナビリティに
公認会計士が貢献できること**

水口 情報開示が何のためにあるのかという感覚は公認会計士の皆さんにはわかると思いますが、一般にはなぜここまで開示を求められるのかと思うこともあります。社会の仕組みとして、市場が成り立たなければ資本主義は成り立ちませんし、市場が成り立つためには、安心して取引できるように判断の前提となる情報が必要です。そのとき、売上

や利益といった会計情報だけでなく、サステナビリティに関する情報が、今後、ますます重要になってきます。

鶴野 サステナビリティ情報をなぜ開示していくかという、サステナビリティ情報が企業価値や財務情報にどのように影響を及ぼすかについて投資家が知りたいからですよ。財務に影響のある気候関連情報の開示を推奨している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)も同じ思想だと思います。サステナビリティ情報と財務情報の関係性の理解にはやはり会計の知識が前提になるので、公認会計士の強みが活かせる部分だと思います。

後藤 サステナビリティの問題へのアプローチは監査のアプローチに似ているので、公認会計士はこの分野に向いていると思っています。サステナビリティの問題もリスクや収益機会を理解するにあたって、事業環境やビジネスモデルを理解し、リスク管理体制などを確認していきますが、これは監査で言うリスク・アプローチのフローと同じです。公認会計士には既にサステナビリティの問題に対応する素養が身につけていると思っています。サステナビリティは専門性が非常に高い分野で、当然ながら最初は企業の方が知識も豊富で、公認会計士が教わる立場だと思うのですが、何十社、何百社と経験を積むことで最後は自らの意見を形成し、アドバイスできるまでになると思います。

藤本 公認会計士はサステナビリティの保証を本当にできるのですか、と言われることがあるのですが、開示の基準の内容や基準を開発していくための仕組み、さらに信頼性を付与していくために手続きを積み上げていくことは会計監査でも同様のことを行ってきました。

水口 経営者と対話している公認会計士の方であれば、ビジネスがわからないということはないと思いますが、今後はそれと同じぐらいにサステナビリティの幅

広いことを知っていなければならないと思うのです。世の中が複雑になってきていますから、経営に関わるサステナビリティ課題も多様で、公認会計士は幅広く脱炭素や人権のことも深く理解する必要がありますと思います。

鶴野 会計知識はサステナビリティに活きますが、サステナビリティの問題に取り組むには、公認会計士業界だけではなく様々な業界が連携することが非常に重要ですよ。社会課題が多様な中で、全てを知ることは難しいので、あらゆる業種の人々が力を合わせ、コミュニケーションを図ることがとても大切だと感じます。

**これから公認会計士に
求められること**

水口 世の中には意見が分かれる課題はたくさんあって、誰が正しいかわからないことも多々あります。だからこそ、様々な意見を聞いておくことが必要で、経営者と対話するとき、経営者以外の意見も知っていることがすごく重要だと思うのです。



**土台となる監査を
決しておろそかにせず、
サステナビリティの分野でも
活躍して欲しいです**

後藤

鶴野 私が今勤めている会社には色々な専門分野の人が集まっているので、勉強会を定期的にするようにしています。様々な分野の人と議論すると、記事を読んでいるだけではよくわからないことも、理解が深まることが多いので、なるべく幅広く様々な人と意見交換をすることが大切だと思います。

後藤 私もサステナビリティの問題は、全て1人では解決できないと思っていて、オールジャパンでやらなければいけない問題を、みんなで分担して取り組む必要があると思います。私は財務報告に近いフィールドで、社会全体のサステナビリティの問題の解消に寄与したいと思っています。ぜひ公認会計士の皆さんには、土台となる監査を決しておろそかにせず、サステナビリティの分野でも活躍して欲しいです。

水口 公認会計士の役割は一層広がっています。一方で、生成AIなどもあり、ルーティンな仕事は徐々に機械に置きかえられていくことが予測されます。既に会計監査の仕事も随分デジタル化されていると思うのですが、その時に公認会計士にとっての新しい価値や、機械に置きかえられない価値は何かと考えると、サステナビリティという新しい分野で価値を生み出すこともその一つなのではないでしょうか。サステナブルファイナンスという分野も広がり始めています。情報開示の先には必ず読み手がありますが、その読み手である投資家が変化している。特に欧州の投資家を中心に、価値観そのものが大きくシフトし始めています。そのような投資家側の変化が、実は情報開示の変化を促してきたことを公認会計士の皆さんも理解する必要があると思います。

鶴野 サステナビリティは大企業だけのトレンドではなく、中小企業でも対応していく必要が出てくると思うので、中小企業ともあらゆる側面に関わる公認会計士の方々が脱炭素の取組もサポートす



**サステナビリティは
公認会計士にとって、
新しい価値を生み出せる
一つなのではないでしょうか**

藤本

ることができたらと思います。大企業が、サプライチェーンで関係する取引先に対して温室効果ガス排出量の開示を要請することは今後ますます増えていくでしょうし、日本としても2050年カーボンニュートラルを目指す中では、中小企業での対応も必至です。公認会計士がその得意分野を活かして業界全体でサステナブル社会に向けて貢献していけたらと願っています。

藤本 私も中小企業を担当している中小規模の監査事務所の公認会計士の方々にも、サステナビリティに関する情報が行きわたるようにしたいと思っています。JICPAの地域会の方々にもご理解、ご協力いただき、地域の金融機関や、各省庁と連携して活動を広げていきたいと考えています。どのような業界でも企業の大小にかかわらず、バリューチェーンでつながっていて、そこに携わる皆さんは全て同じ状況にあります。ぜひ皆さんで支え合っていける環境をつくっていききたいと思っています。

本日は、サステナビリティに携わる皆さんにとって貴重なお話をいただき、大変参考になりました。ありがとうございました。

PRIORITY

「4つの柱」の実行による未来社会づくり

ビジョンの実現に向けた「4つの柱」の実行を通して、JICPAでは社会への提供価値(OUTCOME)を拡大させる方針です。ここでは「4つの柱」における主要な取組についてお伝えします。

時代の変化に合わせた 仕組みづくりに貢献する

OUTCOME
監査品質の向上
監査基盤強化

公認会計士の資格は、公認会計士法によって定められており、経済社会情勢に合わせて改正されます。前回の改正は2007年で、その後、企業活動の一層のグローバル化やICT・AIといった技術革新が進み、経済社会情勢は著しく変化しています。公認会計士の独占業務である監査業務も、企業の業務内容が複雑となる中、会計基準の改正等による新たな会計基準の導入や会計上の見積り等に関する判断の複雑化が進んでいます。また、いくつかの非営利事業体の制度の中にも監査制度の導入が進み、更には財務諸表監査以外

の保証業務のニーズも増加しています。このように、上場会社監査の担い手の裾野の拡大や、ダイバーシティの進展・働き方の多様化といった会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、2022年5月に改正公認会計士法が公布されました。

JICPAも公認会計士法改正の議論に参画するとともに、組織横断的なプロジェクトチームを設置し、制度の見直しを行い、2023年4月からの施行に向けて業務運用の規定を整備しました。

改正公認会計士法の主な変更点とJICPAの対応

1 上場会社等監査人登録制度の整備・運用

上場会社の監査を担う監査事務所に対してより高い規律付けを行うこと等を目的に、JICPAの自主規制の枠組みで運用されていた登録制度が法律の下で運用する枠組みに変更。これに伴う規定や体制等の整備を実施。

3 公認会計士登録制度の変更

会社や行政機関等に勤務する公認会計士や会社役員に就任する公認会計士が増加していることを背景に、公認会計士登録名簿に「勤務先」を追加。また、公認会計士の登録抹消の事由についても追加。これに伴う規定や体制等の整備を実施。

2 中小監査事務所の基盤強化支援

上場会社の監査やIPO企業の監査を中小監査事務所が引き受けるケースの増加を受け、JICPAが中小監査事務所を支援することを法改正の議論の過程で表明し、環境整備に向けた施策を継続的に実施。

4 会計教育活動の位置付けの追加

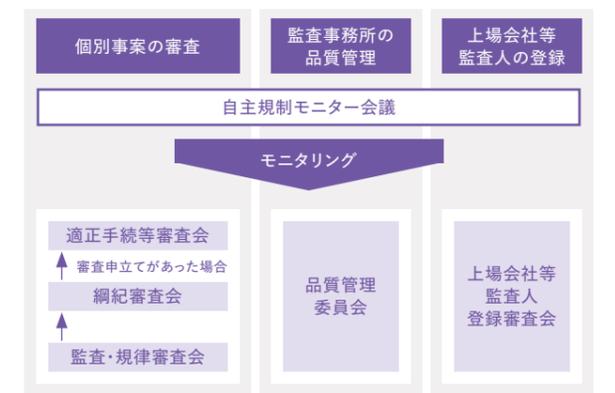
今回の改正でJICPAの会則記載事項として「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が新たに追加。これに伴う規定や体制等の整備を実施。

公認会計士法改正
https://jicpa.or.jp/specialized_field/cpa-act/

公認会計士業務の社会的信頼を 高く確保し続けるために

OUTCOME
監査品質の向上
監査基盤強化

公認会計士の資質を常に高く保つための団体として、JICPAでは公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するために、公認会計士への指導・連絡・監督を行っています。公認会計士業務の質的水準を維持・向上するための自主規制としては、個別の監査の実施状況や監査意見の妥当性、公認会計士の職業倫理といった審査を行う個別事案審査と、監査事務所の品質管理体制について指導・監督を行う品質管理レビュー、監査事務所の適格性確認を踏まえ判断を行う上場会社等監査人の登録審査の3つがあり、左記の法改正を踏まえ体制を整備し、2023年4月からは右図の体制でモニタリングしています。



1. 個別事案の審査

監査・規律審査会

公認会計士の監査実施状況や監査意見の妥当性、職業倫理に関する事項等について調査・審査し、必要に応じて勧告・指示や、会長への処分提案を行います。監査・規律審査会は委員17名以内で構成され、うち2名は外部の有識者です。

監査・規律審査制度
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/inspection/>

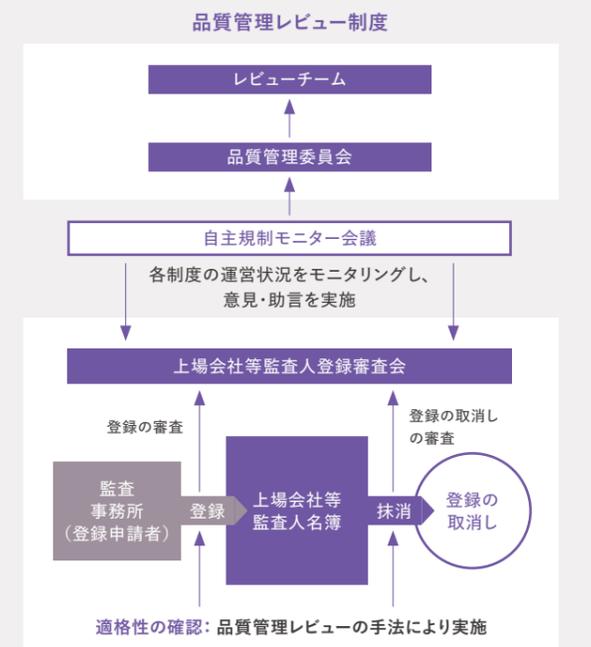
綱紀審査会

監査・規律審査会の処分提案に基づいてJICPA会長から審査要請を受けた事項について、審査を行い懲戒処分の要否とその内容等を決定しています。綱紀審査会は委員7名で構成され、うち2名は外部の有識者です。

綱紀審査制度
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/officialdiscipline/>

2. 監査事務所の品質管理

JICPAでは、監査に対する社会的信頼を確保するために1999年度に品質管理レビュー制度を導入し、監査事務所(監査法人又は公認会計士)に対して品質管理レビューを実施しています。品質管理レビューとは、監査事務所の品質管理のシステムの整備や運用状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告するとともに、適切な措置を決定し、改善状況の報告を受けることです。



3. 上場会社等監査人の登録

JICPAでは、上場会社を監査する監査事務所の指導・監督を行うため、2007年から自主規制上の登録制度を設けて運用してきましたが、今回の法改正によって、この登録制度が公認会計士法上の制度(上場会社等監査人登録制度)として新たに位置付けられました。同制度はJICPAが運営しており、上場会社等監査人名簿への登録の審査・登録の取消しの判断を専門的に行う「上場会社等監査人登録審査会」を設置し、上場会社等監査人名簿への登録申請では登録拒否事由に該当していないかどうかを確認するため、「適格性の確認」を品質管理レビューの手法によって実施しています。

品質管理レビュー制度
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>

上場会社等監査人登録制度の概要

監査事務所の 監査の品質を高めるために

OUTCOME
監査品質の向上
監査基盤強化

監査事務所による監査の品質管理では、最高責任者が積極的に品質管理体制の構築に関与することや、監査リスクに合わせた監査実施体制の構築が重要です。監査事務所の、多様な状況及び業務内容に応じた対応が課題となるため、海外では監査事務所が主体的に対応するリスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されています。こうした背景を踏まえて、日本でも国際的な品質管理に関する

基準との整合性を確保しつつ、監査を巡る状況を踏まえた品質管理基準の改訂が行われました。

そして、JICPAではその実務の指針として、専門の起草委員会の下で起草活動を行い、2022年度では品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正版等を公表しています。

国際的な品質マネジメント・アプローチの導入

導入の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が必要 ● 監査事務所の規模等にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要 	認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用モニタリング ● 継続的なアウトリーチ活動 ● 規制当局の検査報告等
品質マネジメント・アプローチの導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するため、新しいアプローチ(品質マネジメント・アプローチ)を採用する。 ● 高品質の業務を一貫して実施することにより、公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示す。 ● 各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて、適合した品質管理システムを整備・運用する。 		

品質マネジメント・アプローチの導入に基づく従来基準の見直し
 ISQM(International Standard on Quality Management)の新設及び改訂されたISA

改訂品質管理基準に関する動向
https://jicpa.or.jp/specialized_field/quality_management/

公認会計士にとって重要な 高い倫理観を醸成

OUTCOME
監査品質の向上
監査基盤強化

公認会計士は、公認会計士法第1条にあるとおり、財務情報の信頼性を確保することを通じて公共の利益に資するという社会的使命があり、高い倫理観は、その存在価値の根幹となるものです。倫理規則は、公認会計士がその使命を自覚し、自らを律し、公共の利益に資することができるように、遵守すべき倫理の規範として定められています。それは、監査業務だけでなく、コンサルティング業務を行う場合や、社外役員や組織内会計士等として組織で勤務する場合も含め、全ての公認会計士に遵守が求められます。

国際会計士倫理基準審議会(IESBA)では、世界の職業会計士のための倫理基準を国際基準として策定しており、JICPAでは、これをベースに倫理規則を策定しています。

また、JICPAでは、IESBA倫理規程の検討状況についても常に注視し、積極的な意見発信を行っています。IESBAボード会議における検討状況については、会計・監査ジャーナルにおいて会議報告を掲載しています。

そして、JICPAでは、改正倫理規則を2022年7月に公表しました。今回の改正は、倫理規則の体系や構成も含めて全面的に変更し、内容的にも報酬依存度のルール変更や非保証業務の同時提供禁止の拡大、守秘義務に関する規定の見直しなど、実務的な影響が大きいものが含まれています。

また、同じタイミングで職業倫理の実践に努めることを意思表明するための「倫理宣言」も策定しました。この倫理宣言は、倫理規則の改正を受けて、公認会計士が、職業的専門家として自らを律する行動規範として倫理規則を遵守し、その基本原則の趣旨及び精神に従って行動し、職業倫理の実践に努めることを宣言するものです。これらの内容については、JICPAのウェブサイトや会計・監査ジャーナル等で解説や座談会を掲載しています。

職業倫理
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/criterion/>

倫理宣言
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220729fdf.html

CLOSE UP 監査の現場力強化に向けて

JICPAでは、企業や監査人の実態調査を通じて監査の現場力強化に向けた提言を行うべく、学校法人先端教育機構社会構想大学院大学を実施主体とした委託研究を実施してきました。本研究に関する報告書の取りまとめが完了し、2022年6月に公表しました。

本報告書は、現状の公認会計士と企業関係者による監査業務に対する認識の齟齬を量的かつ質的に分析したも

ので、公認会計士と企業関係者の相互理解、ひいては公認会計士が資本市場や被監査会社から期待される能力・行動を認識することの助けになると考えています。

監査の現場力強化に向けて
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220630ffi.html

CLOSE UP 監査法人のガバナンス・コード対応に向けて

2022年に成立・公布された改正公認会計士法と関連する政令・内閣府令によって、上場会社等を監査する監査事務所は、監査法人のガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制の整備等が義務付けられました。ガバナンス・コードとは、組織統治を行う上で、ガイドラインとして参照すべき原則・指針を示したものです。コードの適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法を採用しています。

今まで同コードは大手監査法人を念頭に作成されていたため、同コードを適用していなかった多くの中小規模の監査事務所も同コードの適用対象になります。

2023年3月に金融庁から「『監査法人の組織的な運営に

関する原則』(監査法人のガバナンス・コード)の改訂について」が公表されており、JICPAは、この改訂案が公表された際に、改訂案に対して賛同する旨の意見を取りまとめ、金融庁へ提出しました。本改訂の趣旨を踏まえ、特に新たにコードの適用対象となる各監査事務所は、社会の期待に応えるべく監査品質の確保と持続的向上をもたらす組織体制等の見直しに取り組むこととなります。JICPAは、各監査事務所の取組を支援するとともに、自主規制団体として、上場会社等監査人登録制度の適切な運営に取り組みます。

上場会社等監査人登録制度
<https://jicpa.or.jp/business/inspector/20191212uvy.html>

CLOSE UP 中小監査事務所DXフォーラムを開催

JICPAでは、中小監査事務所のIT担当パートナーやIT専門家、IT担当者などの実務担当者向けの研修の充実や、ITコミュニティを開催し、IT担当者間のネットワーク、業務アプリケーションや監査ツールの情報交換を促進する等、中小監査事務所のデジタル化支援に積極的に取り組んできました。また、今後、上場会社等監査人名簿に登録を受けた監査法人・公認会計士は、経営管理の状況等の公表、監査法人ガバナンス・コードの適用状況の公表が求められ、その中でIT基盤の実装化に向けた対応状況を説明することが求められます。

そこでJICPAは、2023年2月に中小監査事務所DXフォーラムを開催し、中小監査事務所のDX化をテーマとした講演と展示交流会を開催しました。



公認会計士の対応力強化に向けて 研修から能力開発へ

OUTCOME

監査品質の向上
監査基盤強化

公認会計士は、職業的専門家としての資質の維持・向上や監査環境等の変化へ適応するために、継続的専門研修(CPE=Continuing Professional Education)の受講を義務付けられていました。しかし、これまでの研修受講だけでなく、公認会計士が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的に、かつ、能動的に能力開発を行うこと、また、公認会計士が継続して能力開発を行うためのサポートをJICPAが行うことを含めて、2023年度以降はCPE制度から継続的専門能力開発(CPD=Continuing Professional Development)制度へと改称し、制度の充実化を図っています。

CPE制度は、公認会計士が行う自己研鑽をJICPAが支援するという形で1998年から任意参加で開始され、2002年からはJICPAの自主規制として公認会計士に対して義務化、2004年からは公認会計士法第28条によって研修単位の取得が法定義務化されています。JICPAでは今回、CPE制度を含む形で変更したCPD制度を中長期的な課題として捉えており、具体的な体系的整備等を検討しています。



CPD制度

<https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/organization/cpe/>

公認会計士に求められる 能力開発を支援

OUTCOME

監査品質の向上
監査基盤強化

公認会計士を取り巻く環境が急速に変化する中、公認会計士が社会から信頼され続けるためには、環境の変化に適応した資質を継続して向上させるための能力開発が必要です。

資質・能力開発に関してはこれまで、実務補習や継続的専門研修等はそれぞれ独立して検討しており、公認会計士としての資質の一体的・包括的な能力開発は特定の会議体で継続的に検討が行われていない状況でした。

そこで、公認会計士に求められる資質の検討タスクフォースが「公認会計士に求められる資質・能力に関する報告書」で示した5つの資質・能力(変化即応能力・学び続ける姿勢、専門知識、価値観・倫理・姿勢、スキル、一般教育)を踏まえ、試験前教育、公認会計士試験、実務経験、実務補習、修了考査及び継続的専門能力開発までに至る一連の過程を通じた、一体的・包括的な資質・能力開発を検討するため、新たに特別委員会を設置しています。



国際的に活躍する人材を より多く輩出するために

OUTCOME

監査品質の向上
監査業務の理解・魅力向上

JICPAでは、会計・監査を中心に、様々な国際機関で行われる議論に対して意見を発信しています。例えば、国際倫理・監査財団(IFEA)の監督の下で基準設定の取組を行っている国際監査・保証基準審議会(IAASB)と国際会計士倫理基準審議会(IESBA)があります。これらの審議会では、国際経済発展のために、高品質な国際基準の開発をサポートしていることに加え、日本からも審議会や委員会等に参加しています。

また、このような国際機関で、将来日本の代表として活躍できる人材の育成に取り組んでおり、その活動の一環として、公認会計士の留学支援等を行っています。また、ウェブサイトで国際分野で活躍する公認会計士へのインタビュー記事・動画の掲載、セミナー開催等を通じて、グローバルに活躍することの魅力等を継続的に発信しています。

主な国際機関における日本人の就任状況(2023年3月31日現在)

国際会計士連盟(IFAC)関連	8名
公益監視委員会(PIOB)関連	2名
国際倫理・監査財団(IFEA)関連	4名
グローバル・アカウンティング・アライアンス(GAA)関連	7名
ASEAN会計士連盟(AFA)	3名
アジア・太平洋会計士連盟(CAPA)	2名
IFRS財団(IFRSF)関連	18名
国際評価基準審議会(IVSC)関連	3名
持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)	1名



Vision for the future.

https://jicpa.or.jp/vision_future/

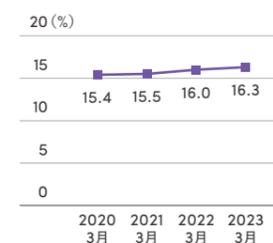
女性公認会計士の 活躍を支える

OUTCOME

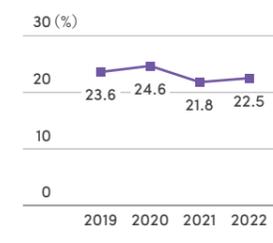
監査品質の向上
監査業務の理解・魅力向上

多様性のある社会をつくることは公認会計士業界においても目指すべき方向性であり、JICPAでは公認会計士ひとりひとりが幅広い分野で等しく活躍している社会の実現を目指すに当たり、女性公認会計士活躍の更なる促進のために、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、目標達成のための施策を検討・実施しています。公認会計士の魅力を伝えるため、公認会計士を目指す女性の方向けの動画やキャリアマップ作成、イベント等も開催しています。

会員・準会員の
女性比率の推移



公認会計士試験合格者の
女性比率の推移



女性活躍

https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/

GOAL

多様性を持った公認会計士ひとりひとりが
幅広い分野で等しく活躍する社会

KPI

- 2048年度までに
会員・準会員の女性比率 **30%**
- 2030年度までに公認会計士
試験合格者数の女性比率 **30%**

モニタリング指標

中学生、高校生、大学生向け制度説明会/
女子学生向けイベントの合計実施回数
女性公認会計士向け研修/
ネットワーキングイベントの合計実施回数
それぞれの実情に応じた
本会・地域会の役員立候補者の女性比率の設定

ACTION

若年層の女性に公認会計士を
目指してもらうための施策
現在登録している女性公認会計士の
登録抹消を防ぐための施策
現在登録している女性公認会計士が
より一層活躍できるようにするための施策

社会のサステナビリティに 貢献するために

OUTCOME 情報開示領域の ニーズ拡大への対応

昨今では世界的に、サステナビリティの重要性が急速に高まっています。企業経営や投資家の投資判断では、サステナビリティ情報開示に関する要請があり、公認会計士はサステナビリティの知見や能力を向上させる必要性があります。そのためJICPAでは、公認会計士のサステナビリティ教育の在り方を検討し、2022年6月にサステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書「公認会計士のサステナビリティに関する知見及び能力の育成に向けた検討」を公表しました。

その後、JICPAにサステナビリティ教育検討特別委員会を設置し、公認会計士に対するサステナビリティに関する能力開発に向けた取組を着実に前進させるための方策を検討し、2023年4月にサステナビリティ教育検討特別委員会報告書「サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション」を公表しています。今後は、この報告書にある基本方針やアクションを実行に移し、公認会計士に対するサステナビリティに関する能力開発を迅速かつ効果的に進め、サステナビリティ情報の有用性と信頼性の確保に向けた活動を推進します。

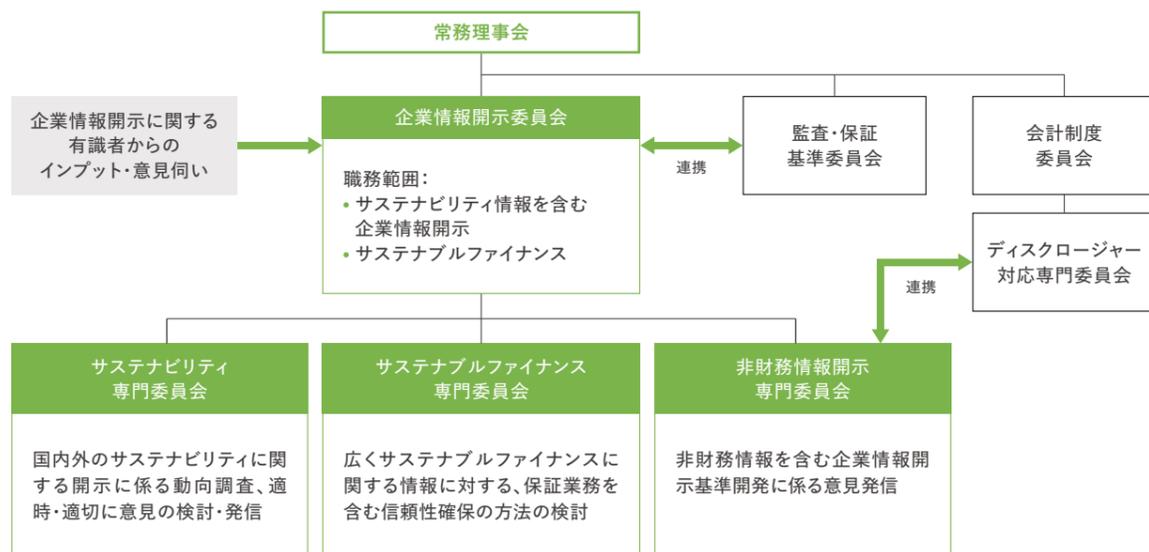
また、2022年9月に証券監督者国際機構(IOSCO)から公表された声明「サステナビリティ関連の企業報告の保証

に関する基準設定主体の取組の歓迎」では、国際監査・保証基準審議会(IAASB)と国際会計士倫理基準審議会(IESBA)によるサステナビリティ保証基準等の開発が支持されており、同日にIAASBとIESBAからは、IOSCOの声明を歓迎する旨の共同声明が公表されました。JICPAでは、IAASBとIESBAによるサステナビリティ保証基準開発等を強く支持し、IAASBとIESBAの基準開発プロセスに直接参画するとともに、意見発信や適用に向けた取組を行ってきたこれまでの実績を基に、さらに積極的に関与していきます。

なお、JICPAでは、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた具体的な施策を実施するとともに、国内外のサステナビリティ開示に係る動向に対応するため、2021年7月に常置委員会として「企業情報開示委員会」を設置しました。現在は、その下にサステナビリティ専門委員会、サステナブルファイナンス専門委員会、非財務情報開示専門委員会の3つを設置し、検討を行っています。

さらにはJICPAでは公認会計士実務への影響も大きいサステナビリティの開示に係る動向の発信にも力を入れています。その一環として、2021年からサステナビリティ情報に関する国際情勢の解説記事「Global Sustainability Insights」をウェブサイト上にて定期的に発信しています。

JICPAのサステナビリティ情報開示の推進体制



企業情報開示
https://jicpa.or.jp/specialized_field/corporate_reporting/

企業等で活躍する公認会計士の 資質維持・向上へ

OUTCOME 企業統治の強化

企業等に所属して活躍する公認会計士は年々増加しており、企業や官公庁など、公認会計士の専門的な知識・経験・判断力が必要とされる場面は増えています。また、公認会計士が社外役員として就任する上場会社の数は、現在全体の約半数になります。今後も企業等で活躍する公認会計士は増加傾向にあり、公認会計士に対する期待は高まっています。公認会計士が社会的責任を果たしていくために、JICPAでは、スキル、資質等を向上させる教育研修の充実を図っています。

また、企業等に所属して働く公認会計士(組織内会計士)、社外役員に就任している公認会計士(社外役員会計士)それぞれの組織化を推進することで、情報交換の場を設け、公認会計士の活動領域の拡充及び人材の流動化を促進します。その他、「公認会計士社外監査役等の手引」を2022年12月に改訂しました。新たに社外監査役等に就任する際の留意事項等を概略的に把握できるツールとして、既に社外監査役等に就任している際は、必要な事項を再度点検できるツールとして活用できます。

組織内 会計士協議会の 主な取組

- 組織内会計士に関する研修会の企画・運営
- 地域別や様々な業種・業態のネットワークなどの運営及び管理のサポート
- ウェブサイト、メール配信等による情報提供及び広報活動
- 組織内会計士等にかかる業務支援の観点からの会計・監査、倫理、ガバナンス・内部統制及び様々な制度等に関する調査研究

組織内会計士協議会
<https://jicpa.or.jp/business/paib/>

社外役員 会計士協議会の 主な取組

- 社外役員会計士向けの研修会の実施
- 社外監査役等に向けた手引の作成
- メール配信や対談・座談会の実施等による情報提供及びその他の広報活動
- 特別セミナー等のイベントの実施

社外役員会計士協議会
https://jicpa.or.jp/specialized_field/exclusive/

監査上の主要な検討事項(KAM)の 周知に向けて

OUTCOME 企業統治の強化

監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters: KAM)の作成に際して、公認会計士は企業の監査役等とリスク領域の議論を重ねています。監査報告書へのKAMの記載を通じて投資家との対話の深化につながり、ひいては企業統治の強化につながっています。

KAMが上場会社等の監査に強制適用されてから、2022年3月期で適用2年目を迎えました。そこでJICPAでは、2021年4月～2022年3月期における監査報告書でのKAMの事例を収集・分析し、取りまとめました。定量分析(KAMの個数・文字数)を行い、定性分析の対象を特定のトピック(早期適用会社、収益認識、IT、不正、継続企業、気候変動、工事進行基準)に絞って全体的な傾向、記載上の工夫が見られる点等について分析を行っています。KAMに係る実務の参考資料として公表しています。

また、2023年3月期の期末監査を迎えるに当たって、ポライプレート化の防止、KAMの有用性向上という観点から留意事項を取りまとめ、公認会計士向けの周知文書を公表しています。

監査上の主要な検討事項(KAM)
https://jicpa.or.jp/specialized_field/kam/

CLOSE UP JICPA オンラインフォーラムの開催

JICPAでは、2023年3月にJICPAオンラインフォーラム「新時代におけるサステナビリティ情報開示とは何か～新制度・政策議論を理解し、効果的な実践を目指す～」を開催しました。本イベントでは、金融庁から2023年1月改正の企業内容等の開示に関する内閣府令やサステナビリティ開示の好事例等についてご説明いただきました。また、持続的な価値創造につながる効果的な開示の実現に向けて、企業、投資家の識者にご登壇いただき、改正開示府令のポイントやサステナビリティ開示の先進的な取組について議論しました。

JICPAオンラインフォーラム
<https://jicpa.or.jp/news/information/2023/20230414dea.html>

企業の株式新規上場(IPO)を支援するために

OUTCOME
社会のあらゆる領域における課題解決

JICPAは、監査法人、証券会社、ベンチャーキャピタル、取引所などの関係者と連携しながら、IPOを目指す企業に対して質の高い監査を安定的に提供するための環境整備に継続的に取り組んでいます。

1. IPO監査の受嘱に係る実態把握

四半期に1回、IPO監査の受嘱状況についてアンケート調査を実施し、定期的の実態把握を行っています。

2. IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所リストの整備

IPOを目指す企業がその規模や成長ステージに応じた適切な監査を受けるための環境整備の一環として、IPO監査に積極的な中小監査事務所リストの整備・運用しています。

3. IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿の整備とネットワーク

IPOを目指す企業がその規模や成長ステージに応じた適切な支援を受けるための一助として、IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿の整備・運用しています。

また、独立開業会計士のネットワークを目的とした小規模のディスカッションや、ネットワーク交流会も開催しています。

4. IPOに係る研修会の実施

IPO監査の実務に係る研修会や、IPO支援業務に関わる公認会計士向けのスキルアップ講座を適宜開催しています。



公認会計士による新規上場(IPO)支援
<https://jicpa.or.jp/business/ipokansa/>

より良い社会を目指して 税制改正に関する意見を発信

OUTCOME
社会のあらゆる領域における課題解決

JICPAは、昨今の社会情勢の中から問題点を見だし、それに対する税制の在り方や税制改正の方向性に関する意見を取りまとめ、毎年提言を行っています。2022年7月に「令和5年度税制改正意見書」を公表しました。

第一部「税制の在り方に関する提言」では、世界的な物価高等の社会情勢を前提に、我が国経済の持続可能な成長発展を実現する政策手段としての税制はどうあるべき

か、という観点で策定しました。

第二部「令和5年度税制改正に関する個別意見」は、今年度は特に、令和5年10月のインボイス制度の運用開始に向けた中小企業の事務負担軽減、及び記帳水準向上のためのDX投資促進に資する税額控除措置を重点意見として掲げ、一層の現場力の向上実現に向けた措置を提言しています。

第一部「税制の在り方に関する提言」

1	日本企業の競争力の強化について	<ul style="list-style-type: none"> デジタル経済に対して実効性に即した税制を構築すること 起業家を多数輩出するための「人」への投資である教育資金に関する新たな税制の導入及びスタートアップの成長を促す税制を構築すること
2	経済社会構造の変化、少子高齢化への対応について	<ul style="list-style-type: none"> 働き方の多様化に応じて誰でも容易に確定申告が可能な環境を整備すること 働き方の多様化に対応すべく既存の税制を再検討すること DXによる税務行政の効率化の推進と納税者の権利保護を両立すること 少子化対策や女性の社会進出の手掛かりとして世帯単位課税の導入を検討すること
3	経済格差の是正について	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世代から若年世代への資産移転と資産格差は正のため相続税及び贈与税の制度を抜本的に見直すこと 世帯間の資産格差を助長しないために税制を見直すこと



「令和5年度税制改正意見書」の公表について
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220701fj.html

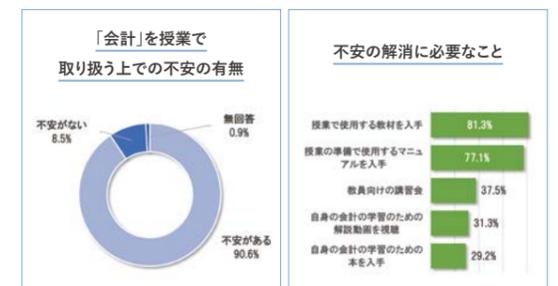
会計リテラシーを学ぶ意義を伝えるために

OUTCOME
社会のあらゆる領域における課題解決

JICPAでは2016年から会計教育の推進に本格的に取り組んでいます。「会計リテラシー」は経理や財務の仕事に携わる方や専門家だけのものではなく、誰もが生涯にわたって必要な必須のリテラシーです。

近年、中学校・高校の教育課程では「会計情報の活用」が取り上げられています。しかし、授業で子供たちに教える教員の方々には十分な素材がなく、JICPAが中学校の教員の方を対象に実施したアンケート調査結果では「会計」を授業で取り扱うことに不安があると回答した方が90%を超えました。そこで、専門家としてのサポートが必要であるとの認識の下、JICPAでは、教員の方々へのサポートに力を入れています。2022年度の取組の1つとして、会計や教育に携わる有識者、現職の中高教員の方々にご登壇いただき、「会計教育」についてのシンポジウム「jicpa会計教育シンポジウム」を開催しました。

また、会計を学ぶためのコンテンツとして、JICPAではマンガ動画「一言のシン」を制作しています。身近な話題を使った分かり易いコンテンツを通じて、国民一人ひとりが会計リテラシーを高めることに貢献していきたいと考えています。



出典:「中学校における「会計基礎教育」対応状況調査の結果について」より



会計教育の推進
<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/>



「会計情報の活用」授業支援パッケージ
<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/tools.html>

国民生活の基盤となる 公共サービスの維持・充実に向けて

OUTCOME
社会のあらゆる領域における課題解決

JICPAでは、国民生活の基盤となる公共サービスが将来にわたって適切に維持されるためには、サービスを提供する組織におけるガバナンスが重要と考えて、公共サービスを提供する組織におけるガバナンスの在り方について、学識経験者を招いて検討を開始しました。

1. 公共サービスを提供する組織

公共サービスとしては、医療・介護・保育・教育などが挙げられます。いずれも生活を営む上で欠かせないものです。これらの公共サービスは様々な主体によって提供されており、行政機関・独立行政法人などの公的機関、医療法人・社会福祉法人・学校法人などの民間非営利組織のほか、インフラ企業も含まれます。

2. ガバナンスの重要性

公共サービスを提供する組織には公費負担が行われることも多く、人口減少社会においてもサービスを維持するために、生産性を高めることが欠かせません。そこで、効果的な資源配分と効率的な経営活動に導く組織ガバナンスの一層の強化が求められます。

3. 検討の方向性

様々な法規制が混在する公共サービス提供組織に共通するガバナンスの在り方をJICPAとして提言するため、プロジェクトチームを設置し、学識経験者から意見をいただきつつ検討を進めていきます。

豊かな社会の実現に向けて JICPAが取り組んでいること

OUTCOME 社会のあらゆる領域に
おける課題解決

SDGs啓発活動

JICPAでは、2021年7月に「SDGs宣言」を策定し、公認会計士もSDGsへ積極的に貢献していくことを表明しました。JICPAにおけるSDGs達成に向けた活動を恒常的に推進していくために「SDGs推進委員会」を設けています。各地域に所属する公認会計士が一体となって活動していけるよう、今後も持続可能な社会構築に向けて検討を進めます。



SDGs
<https://sustainability.jicpa.or.jp/>

ウクライナ募金

ウクライナでの人道危機対応やウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を



支援するため、JICPAでは全国の会員・準会員へ2022年4月から約2か月にわたり、救援募金への協力の呼びかけを行いました。多くの救援募金が寄せられ、募金総額は14,911,500円に達し、日本赤十字社、国連UNHCR協会を通じて寄付しました。

公認会計士へのアクセス

公認会計士制度の健全な発展のため、関連する学術研究の発展が不可欠です。JICPAでは、研究者の独立した立場を尊重し、学術研究に貢献したいと考え、「公認会計士へのアクセス」を活用した学術研究を公募しています。公認会計士や監査法人が研究に協力することにより、国際的にも評価される質の高い学術研究をしていただくことを期待しています。



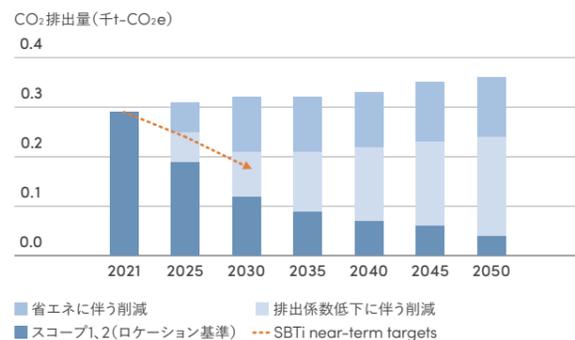
公認会計士へのアクセス
<https://jicpa.or.jp/news/information/2022/20220930ech.html>

グローバルな目標である ネットゼロ達成に貢献

OUTCOME 社会のあらゆる領域に
おける課題解決

2021年10月に、A4S^{※1}のメンバーである会計専門家団体ネットワーク(Accounting Bodies Network: ABN^{※2})が連名で、ネットゼロ実現に向けた取組を実施する旨を誓約した声明文「ABNネットゼロ・コミットメント」に基づき、JICPAのネットゼロ達成に向けたロードマップを2022年12月に作成しました。気候変動対策というグローバルな課題に対して、JICPAは積極的に施策を検討するとともにネットゼロ達成に公認会計士及び会計専門家団体が貢献できるよう取り組んでまいります。

JICPAネットゼロへのロードマップ



2030年までにはスコープ1,2についてSBTである42%削減以上を目指し、また今後施策の具体的な検討及び実施を通して、スコープ3も含め継続的なGHG排出量の削減を目指します。



ネットゼロ達成に向けたロードマップ
<https://jicpa.or.jp/news/information/2022/20221213dbi.html>

※1 A4S(The Prince of Wales's Accounting for Sustainability Project) A4Sは英国の国王チャールズ3世により2004年(皇太子としての在任期間中)に設立され、企業報告及び企業内意思決定に持続可能性(サステナビリティ)を組み込むことを目的として活動しています。

※2 ABN(Accounting Bodies Network) ABNは、世界の会計士の3分の2に当たる179の加盟国の250万人を超える会計専門家及び学生を代表しているA4Sと世界の専門家団体の協力により設立されたネットワークです。



Chapter 4 SUSTAIN

いつの時代でも使命を果たすために

社会とつながるJICPA

経済の健全な発展に貢献する公認会計士を支え、透明性と中立性を持った運営で社会の期待に応えていく、それがJICPAのありたい姿。外部から見ても適切に運営されている組織であるため、私たちは有識者の方々の意見を運営に取り入れていきます。さらに、地域に密着して活動するため、全国に16の地域会があります。時代の変化に対応し、社会とつながるJICPAをこれからもご期待ください。

GOVERNANCE

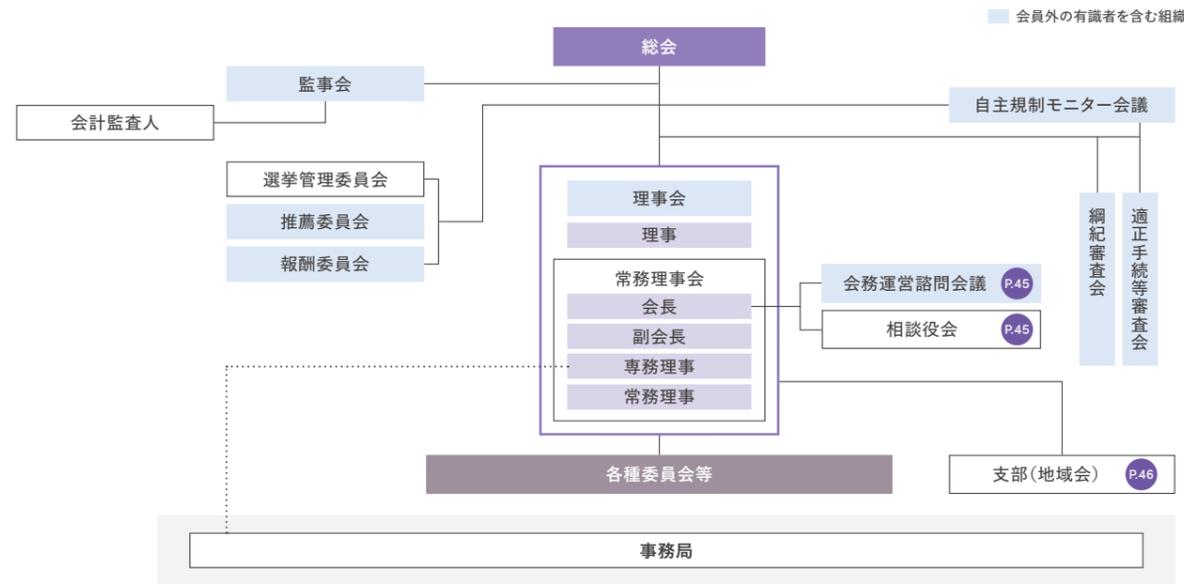
持続的に「信頼」を創造できる運営を目指して

JICPAではビジョンの実現に向けて、理事会をはじめとする機関にて施策の計画立案や進捗管理を行っています。ここでは、運営体制の概要と、役員や地域会、事務局といった運営面での主要な内容についてご紹介します。

ガバナンスの基本的な考え方

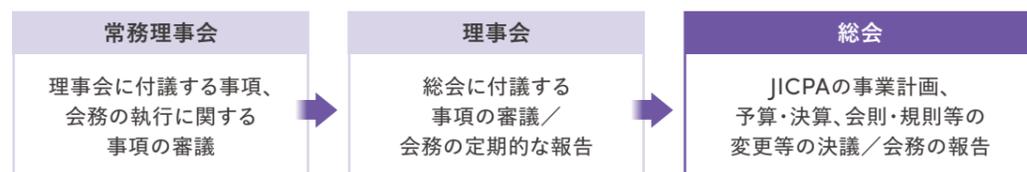
JICPAは、最高意思決定機関である総会、会務の執行・監督を担う機関である常務理事会及び理事会、諮問機関である委員会等で構成されているほか、モニタリング機関として、監事会、自主規制モニター会議等を設置しています。特に運営の透明性が求められる機関や、公認会計士以外の専門的な知見を必要とする機関には、会員外の有識者が参画しています。

組織図の概要 (2023年3月31日現在)



委員会等の職務内容および主な活動内容
<https://jicpa.or.jp/about/activity/committee/>

意思決定の流れ(概要)



外部有識者を長とする会議体の活動

監査・保証基準委員会有識者懇談会

監査、保証業務、専門業務及び事務所における品質管理に関する事項の実務規範を検討作成、設置等を行うため、監査・保証基準委員会を設置しています。監査・保証基準委員会有識者懇談会は委員会の答申等の取りまとめに当たり、財務諸表の作成者、利用者及び学識経験者に意見を求め、社会的な合意のある規範の策定を行うことを目的としています。

監査・保証基準委員会有識者懇談会の議事要旨及び資料
https://jicpa.or.jp/about/activity/youshikisyu/auditing_standards.html

外部有識者の視点

外部の幅広い知見と内部とは異なった視点からの気づきを活かした基準策定に対する助言を通じて、変化の激しい監査環境に対応し、公認会計士業界の更なる発展に貢献できるよう努めてまいります。



監査・保証基準委員会有識者懇談会 議長
 日本大学商学部教授
堀江 正之 氏

倫理委員会有識者懇談会

会員の職業倫理に関する規範の検討作成等を行うため、倫理委員会を設置しています。倫理委員会有識者懇談会は倫理委員会が職業倫理に関する規範の取りまとめに当たり、財務諸表の作成者、利用者及び学識経験者に意見を求め、社会的な合意のある規範の策定を行うことを目的としています。

倫理委員会有識者懇談会議事要旨及び資料
<https://jicpa.or.jp/about/activity/youshikisyu/ethics.html>

外部有識者の視点

倫理委員会の附属機関として、国際的視点に立脚した倫理規則等の規範設定プロセスの透明性の向上を図り、監査人以外のステークホルダーの意見をj得て社会的な合意のある規範策定を目指しています。



倫理委員会有識者懇談会 議長
 青山学院大学名誉教授
 大原大学院大学教授
八田 進二 氏

自主規制モニター会議

JICPAの自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、自主規制モニター会議を設置しています。JICPAが実施する自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、助言を行うことを目的としています。

公認会計士業務の社会的信頼を高く確保し続けるために **P.31**

自主規制モニター会議の議事要旨及び資料
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html>

外部有識者の視点

公正性という中核的価値の社会的重要性が高まる中で、会計プロフェッションの任務としての監査の品質管理の一層の向上が、資本市場の機能の保証に集約されることを目途として、その基盤を整備します。



自主規制モニター会議 議長
 早稲田大学大学院
 政治学研究科教授
 元会計検査院長
小林 麻理 氏

役員のご紹介

JICPAには、会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事が役員として置かれ、総定数は90名以内となっています。役員は、公認会計士による選挙で選出することを基本としていますが、会務運営の透明性確保のため、理事のうち2名、監事のうち1名を会員外の有識者から選任しています。また、専務理事は、公認会計士又は会員外の有識者から選任することとしています。



鶴田 光夫 小倉 加奈子 茂木 哲也 藤本 貴子 南 成人
佐藤 久史 八木 茂樹 後藤 紳太郎 秋山 修一郎

役員一覧 (2023年3月31日現在)

会長	茂木 哲也							
副会長(7名)	南 成人	小倉 加奈子	鶴田 光夫	藤本 貴子	秋山 修一郎	八木 茂樹	後藤 紳太郎	
専務理事	佐藤 久史							
常務理事(32名)	新井 達哉	稲垣 正人	稲垣 靖	梅木 典子	小島 亘司	男澤 江利子	金子 靖	
	北方 宏樹	北澄 和也	日下部 恵美	洪 誠悟	小林 尚明	小松 亮一	小山 彰	
	佐藤 敏郎	渋谷 寿彦	菅谷 圭子	鈴木 真紀江	鈴木 裕子	戸張 実	中川 満美	
理事(44名)	西田 俊之	伏谷 充二郎	古谷 大二郎	松本 繁彦	宮原 さつき	安井 康二	山田 陽子	
	結城 秀彦	湯川 喜雄	吉村 智明	脇 一郎				
	赤松 育子	浅野 裕史	荒井 巖	伊藤 次男	岩下 万樹	上坂 善章	大島 嘉秋	
監事(4名)	太田 稔	金沢 信昭	川口 明浩	久保 誉一	高妻 和寛	小林 明弘	小林 伸行	
	坂井 浩史	佐上 芳春	椎名 弘	柴本 岳志	清水 俊行	関根 和昭	高嶋 清彦	
	高橋 克典	高橋 雷太	高見 勝文	谷間 薫	玉元 宏志	柘植 里恵	土屋 文実男	
	堤 研一	土井 拓人	富樫 正浩	中家 華江	布目 剛	疋田 鏡子	樋口 尚文	
	増田 仁視	松本 達之	三橋 留里子	宮本 義三	村上 純二	安原 徹	矢野 和弘	
	大場 昭義*(一般社団法人日本投資顧問業協会会長)							
	増 一行*(元三菱商事株式会社代表取締役常務執行役員CFO)							
	西川 正純	久松 但	峯岸 芳幸	山浦 久司*(明治大学名誉教授/元会計検査院長)				

※は会員外の有識者

顧問のご紹介

JICPAは、会員外の有識者に顧問に就任いただき、年に3回会務運営諮問会議を開催し、公認会計士業務の改善進捗に関し必要な事項の助言をいただいています。

顧問 (2023年3月31日現在)

※所属・肩書は同日時点のものです。



泉谷 直木

一般社団法人日本IR協議会会長/
アサヒグループホールディングス株式会社特別顧問

1972年 4月 アサヒビール株式会社入社
2003年 3月 同社取締役
2004年 3月 同社常務取締役
2009年 3月 同社専務取締役兼専務執行役員
2010年 3月 同社代表取締役社長
2011年 7月 アサヒグループホールディングス株式会社
代表取締役社長兼COO
2014年 3月 同社代表取締役社長兼CEO
2016年 3月 同社代表取締役会長兼CEO
2018年 3月 同社代表取締役会長
2018年 6月 一般社団法人日本IR協議会会長
2019年 3月 同社取締役会長兼取締役会議長
2021年 3月 同社特別顧問



清田 瞭

株式会社日本取引所グループ取締役
兼代表執行役グループCEO

1969年 4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券
グループ本社)入社
1999年 4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケット
株式会社(現大和証券株式会社)
代表取締役社長
2008年 6月 株式会社大和証券グループ本社
取締役会長兼執行役
2011年 6月 同社名誉会長
2013年 6月 株式会社日本取引所グループ取締役
株式会社東京証券取引所 代表取締役社長
2015年 6月 株式会社日本取引所グループ
代表執行役グループCEO(現任)
株式会社東京証券取引所 取締役(現任)



島崎 憲明

野村ホールディングス株式会社社外取締役/
元国際財務報告基準財団評議員

1969年 4月 住友商事株式会社入社
2003年 1月 金融庁企業会計審議会委員
2009年 1月 国際会計基準委員会財団(現IFRS財団)
評議員
2009年 7月 住友商事株式会社特別顧問
2011年 6月 公益財団法人財務会計基準機構理事
日本証券業協会公益理事
自主規制会議議長
2013年 9月 IFRS財団アジア・オセアニア
オフィスシニアアドバイザー
2016年 6月 野村ホールディングス株式会社
社外取締役



坂東 真理子

学校法人昭和女子大学理事長・総長/
元内閣府男女共同参画局長

1969年 4月 総理府(後の内閣府)入府
1989年 7月 総務庁統計局消費統計課長
1995年 4月 埼玉県副知事
1998年 6月 在豪州プリズベン日本国総領事
2001年 1月 内閣府男女共同参画局長
2003年 10月 学校法人昭和女子大学理事
2007年 4月 昭和女子大学学長
2014年 4月 学校法人昭和女子大学理事長
2016年 7月 学校法人昭和女子大学総長



伏屋 和彦

一般社団法人日本内部監査協会会長/
元会計検査院長/元国税庁長官

1967年 4月 大蔵省入省
1999年 7月 国税庁長官
2001年 7月 国民生活金融公庫副総裁
2002年 7月 内閣官房副長官補
2006年 1月 会計検査院検査官
2008年 2月 会計検査院長
2009年 1月 定年退官
2009年 6月 社団法人日本内部監査協会会長



宮崎 裕子

弁護士/長島・大野・常松法律事務所顧問/
元最高裁判所判事

1979年 4月 弁護士登録、長島・大野法律事務所
(現長島・大野・常松法律事務所)
1984年 8月 世界銀行法務部Counsel
2004年 4月 東京大学法科大学院客員教授
2018年 1月 最高裁判所判事
2021年 7月 定年退官
2021年 9月 長島・大野・常松法律事務所顧問
2022年 1月 シンガポール国際商事裁判所
International Judge

相談役のご紹介

JICPAの会長経験者及び前副会長が相談役に就任し、年に3回相談役会を開催し、公認会計士業務の改善進捗に関し必要な事項の助言を受けています。

相談役 (2023年3月31日現在)

会長経験者(7名)	奥山 章雄	藤沼 亜起	増田 宏一	山崎 彰三	森 公高	関根 愛子	手塚 正彦
副会長経験者(5名)	柳澤 義一	小暮 和敏	加藤 達也	武内 清信	北山 久恵		

地域会会長のご紹介

JICPAは単一会組織ですが、各地で点在する公認会計士が、等しく高品質のサービスを提供していくことができるよう、必要な指導・連絡・監督を行うため、全国を16の地域に分け、支部として「地域会」を設置しています。

各地域会の会長と公認会計士数（2023年3月31日現在）

地域会名	会長名	公認会計士数(うち女性人数)
北海道会	富樫 正浩 Masahiro Togashi	398名(51名)
東北会	堤 研一 Kenichi Tsutsumi	437名(48名)
北陸会	増田 仁視 Hitomi Masuda	305名(31名)
京滋会	山田 陽子 Yoko Yamada	726名(110名)
北陸会	増田 仁視 Hitomi Masuda	305名(31名)
千葉会	川口 明浩 Akihiro Kawaguchi	859名(110名)
東京会	八木 茂樹 Shigeki Yagi	20,182名(3,176名)
埼玉会	土屋 文実男 Fumio Tsuchiya	876名(91名)
千葉会	川口 明浩 Akihiro Kawaguchi	859名(110名)
北部九州会	宮本 義三 Yoshizo Miyamoto	869名(127名)
中国会	佐上 芳春 Yoshiharu Sagami	505名(52名)
兵庫会	坂井 浩史 Hirofumi Sakai	882名(130名)
京滋会	山田 陽子 Yoko Yamada	726名(110名)
北陸会	増田 仁視 Hitomi Masuda	305名(31名)
千葉会	川口 明浩 Akihiro Kawaguchi	859名(110名)
沖繩会	金沢 信昭 Nobuaki Kanazawa	95名(11名)
南九州会	高橋 雷太 Raita Takahashi	230名(24名)
四国会	久保 誉一 Yoichi Kubo	249名(24名)
近畿会	後藤 紳太郎 Shintaro Goto	3,838名(639名)
東海会	稲垣 靖 Yasushi Inagaki	2,244名(341名)
神奈川県会	戸張 実 Minoru Tobari	1,741名(219名)

事務局のご紹介

JICPAの運営を支える事務局は、6本部34グループ及び16地域会で構成されています。2023年3月31日現在の職員数は、本部234名(男性164名・女性70名)、地域会105名(男性55名・女性50名)です。このうち、72名(男性59名・女性13名)が公認会計士です。

事務局組織図（2023年3月31日現在）

本部

- 地域会**
- 事務局長**
- 専務理事**

自主規制本部

- 品質管理: 品質管理レビューの実施及び関連事務並びに品質管理レビュー結果の行政庁への報告に関する事務等
- 監査・規律審査: 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性についての個別的な審査及び必要な措置に関する事務等
- 綱紀: 会員及び準会員の綱紀、懲戒その他身分に係る案件の取扱い等
- リスクモニタリング: 会員がJICPAに提出すべき法定監査関係書類の受理、保管、提出の督促及びこれに必要な情報の収集等

業務本部

- 倫理: 会員の職業倫理に関する規範及び事例、公認会計士の業務に関係がある法規及び公認会計士制度(諸外国における公認会計士制度を含む。)についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
- 監査: 監査(監査以外の保証業務等を含む。)、会員の事務所及び個々の監査の業務における品質管理並びに会員の業務に対応する情報技術の理論及び実務についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
- 企業会計: 金融商品取引法監査適用会社、会社法監査適用会社その他営利法人の会計の理論及び実務についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
- 企業情報開示: 企業情報(サステナビリティ等の非財務情報、コーポレートガバナンスに関する事項等を含む。)の開示についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理に関する事務等
- 非営利: 学校法人、公益法人その他非営利法人の会計及び監査並びに公会計の理論及び実務についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理等
- 中小監査事務所: 中小事務所向け施策についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理に関する事務
- 租税・経営: 租税法規及び租税制度についての調査、企画立案並びに資料の収集及び整理に関する事務等
- 調査・相談: 会員の監査業務及び職業倫理に係る相談等

会務運営戦略本部

- 総務・法務: 総会、理事会、常務理事会その他役員会に関する事務、会則その他規則等の制定及び改廃並びに契約、登記、訴訟その他法務手続等
- 施設管理: 公認会計士会館の管理及び運営、会員及び準会員の慶弔及び福利厚生に関する事務等
- 会員登録: 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録事務等
- 会員管理: 会費等の請求に関する事務等
- 研修: 継続的専門研修(CPE)制度の運営に関する事務等
- 修了考査: 修了考査に関する事務等
- 出版: 会報・機関誌及び出版物の企画編集及び発行に関する事務

経営管理本部

- 経理: 決算業務、税務業務、資金管理、出納収納関連事務等
- 人事: 職員の人事に関する事務等
- 経営管理: 管理能力強化のための枠組みの構築及びモニタリングの実施に関する事務等
- 内部統制: 内部統制の整備及び運用に関する事務等
- 業務基盤システム: 業務基盤及び情報システム並びに情報セキュリティ対策の整備及び管理に関する事務

会長室

- 企画・渉外: 公認会計士制度全般に関わる企画立案及び調整等
- 報道: 事業及び会務に係る広報活動の企画立案及び調整(報道機関対応に限る。)等
- リサーチラボ: 公認会計士制度及び公認会計士業務に関する調査・研究及び実施等
- 国際渉外: 国際的な活動に関する基本的な戦略の企画立案及び推進等
- 地域会: 各地域会との連絡及び調整(地域会会長会議の運営を含む。)に関する事務

CSR本部

- 広報・ブランドマネジメント: 会員及びJICPAのブランドマネジメントに関する事務、JICPAの情報の発信に関する事務等
- 会計教育: 会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する事務

収益構造

JICPAの収益は、主に以下の3つに区分されます。

JICPAの収益構造

01

普通会費・地域会費

会員である公認会計士等が均等に負担する会費

JICPAの会員になった者は月額6,000円、また、準会員となった者は月額1,500円を普通会費として負担します。地域会費は、主に各地域会の独自事業の実施のために普通会費とは別に所属地域会に対し会員が負担する会費であり、地域会の規模や所属会員数により金額の差異があります(月額3,500円~4,500円)。

02

業務会費

公認会計士の独占業務である監査業務を行う会員が負担する会費

公認会計士法第2条第1項の業務に係る契約及び会費規則で定める業務に係る契約(いわゆる監査契約)を行った会員に対し、その業務に係る各事業年度の監査報酬額の1%を賦課しているものです。

03

事業収益

出版事業における書籍販売・修了考査受験料や研修会受講料等

2023年3月期における受取普通会費は2,396百万円、地域会費1,475百万円、また受取業務会費は3,295百万円であり、これらを合わせると

7,168百万円となり、経常収益総額7,656百万円の9割以上を占めています。

2023年3月期決算の状況

2023年3月期は、正味財産増減計算書における当期経常増減額が305百万円と黒字決算となりました。^{*}

前年度と比較し経常収益、経常費用はそれぞれ増加しています。経常収益は、会員数の増加による普通会費・地域会費の収入増及び法定監査報酬の増加による業務会費の収入増により増収となりました。

また、経常費用は、新型コロナウイルスの感染拡大に関連する行動規制の緩和に伴い、国内外

の移動の活発化、イベントの再開、さらには世界的なインフレの進行により前期より増加しています。さらに、昨年の公認会計士法改正への対応も含め、変化する環境に対応して拡大・多様化する業務に従事する公認会計士を支援する体制を整えるため、事務局スタッフの増強や生産性向上のための業務改革の推進、システム・設備等の改修を進めた結果、費用が増加しています。

^{*}本報告書の決算数値は、総会承認前の未確定のものです。確定数値は以下ウェブサイトに掲載予定です。



事業報告・事業計画/予算・決算/アニュアルレポート・統合報告書
<https://jicpa.or.jp/about/activity/report/>

主要な財務指標の推移

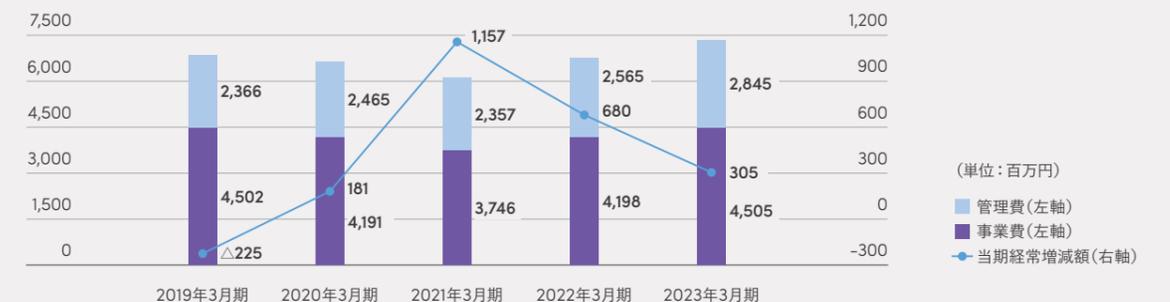
(単位:百万円)

事業年度	第53事業年度	第54事業年度	第55事業年度	第56事業年度	第57事業年度
決算年月	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
経常収益	6,643	6,837	7,260	7,445	7,656
経常費用	6,868	6,656	6,103	6,764	7,351
当期経常増減額	△225	181	1,157	680	305
当期一般正味財産増減額	175	855	1,160	688	273
一般正味財産期末残高	11,557	12,412	13,573	14,262	14,535
指定正味財産期末残高	879	849	853	850	839
事業活動によるキャッシュ・フロー	△112	139	1,393	1,072	531
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50	90	△723	△1,922	1,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	3,128	3,358	4,028	3,178	5,372

事業年度別 経常収益・経常費用



経常費用内訳・当期経常増減額推移





日本公認会計士協会

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

<https://jicpa.or.jp/>



Twitter



Instagram



Facebook



YouTube

2023年7月発行

©The Japanese Institute of Certified Public Accountants

本編の内容を無断で転載することを禁じます。

